

【国土交通省】【経済産業省】【環境省】3省連携による住宅の省エネ化支援  
〈こどもエコすまい支援事業〉 〈先進的窓リノベ事業〉 〈給湯省エネ事業〉

# 住宅省エネ2023キャンペーン 登録事業者向け 申請手続き説明会

一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会

# 1. 住宅省エネ2023キャンペーンについて

## 1. 住宅省エネ2023キャンペーンについて

「住宅省エネ2023キャンペーン」は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、家庭部門の省エネを推進するため、住宅の断熱性の向上や高効率給湯器の導入等の住宅省エネ化を支援する新たに創設された**3つの補助事業の総称**です。

## ■ キャンペーン概要

参加補助事業	こどもエコすまいる支援事業 (国土交通省)		先進的窓リノベ事業 (経済産業省・環境省)	給湯省エネ事業 (経済産業省)
予算	1,500億円		1,000億円	300億円
補助対象	新築	リフォーム	リフォーム	新築、リフォーム
	高い省エネ性能 (ZEHレベル) を有する住宅	① 開口部の断熱改修 ② 外壁、屋根・天井、床の断熱改修 ③ エコ住宅設備の設置 ④ 子育て対応改修 ⑤ 防災性向上改修 ⑥ バリアフリー改修 ⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 ⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入	開口部の断熱改修のみ (ドアを除く) 必須工事なし	① 家庭用燃料電池 (エネファーム) ② 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機) ③ ヒートポンプ給湯機 (エコキュート*) *省エネ法上のトップランナー制度の対象機器である「エコキュート」のうち、2025年度の目標基準値以上のもの <b>必須工事なし</b>

①～③のいずれか  
必須※1

任意

必須工事なし

# 1. 住宅省エネ2023キャンペーンについて

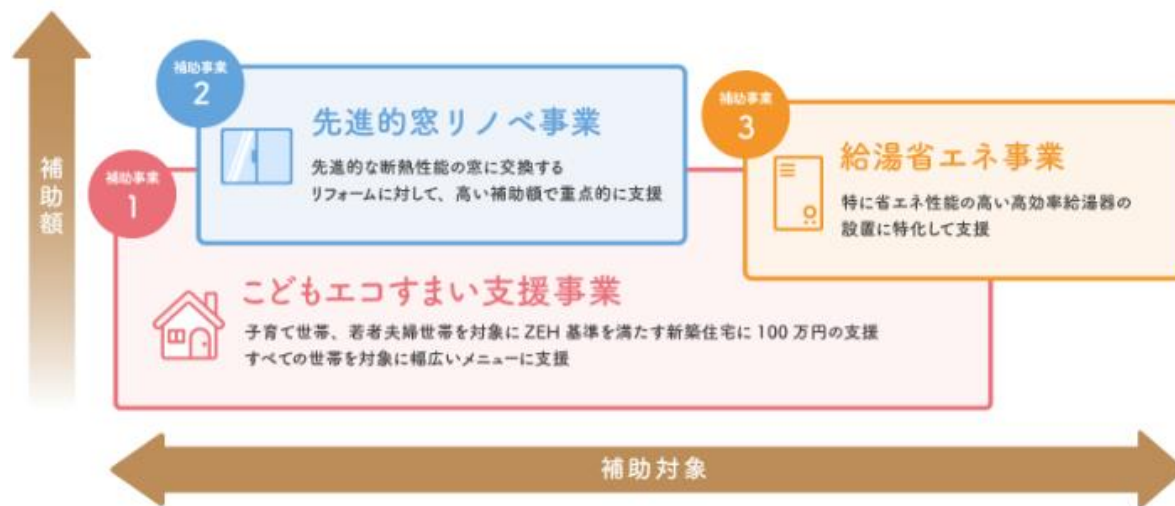
3つの補助事業の補助対象の一部に、同一の補助対象が含まれています。  
リフォームに関しては、補助対象が重複しない場合、3つの補助事業を併用することができます。

## 新築住宅



子育てエコすまいる支援事業(新築)は、住宅全体に補助を行うため給湯省エネ事業との併用はできません。

## リフォーム



子育てエコすまいる支援事業と先進的窓リノベ事業、給湯省エネ事業との併用について、対象建材・設備の性能等に応じて、補助対象が重複しなければ併用することができます。

## 2-2. こどもエコすまい支援事業について

### 【注文住宅の新築／新築分譲住宅の購入／リフォーム】

事業の目的：

こどもエコすまい支援事業は、エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯に対し、ZEHレベルの高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等の支援を行うことにより、子育て世帯や若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年のカーボンニュートラルの実現を図ることを目的としています。

## 2-1. こどもエコすまい支援事業について【注文住宅の新築／新築分譲住宅の購入／リフォーム】

## 事業内容

## ● 補助対象

補助対象事業	対象者
注文住宅の新築 ※ 1	建築主
新築分譲住宅の購入 ※ 2	購入者
リフォーム	工事発注者

※1 2022年11月8日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手した住宅が補助対象です。

※2 宅地建物取引業の免許を有する事業者からの購入に限ります。

ただし、注文住宅の新築および新築分譲住宅の購入については、**子育て世帯**または**若者夫婦世帯**が取得する場合があります。

子育て世帯とは	申請時点において、子（年齢は2022年4月1日時点※3で18歳未満。すなわち2004年4月2日以降出生の子）を有する世帯 ※3 2023年3月31日までに建築着工するものについては、2003年4月2日以降出生
若者夫婦世帯とは	申請時点において夫婦であり、2022年4月1日時点※4でいずれかが39歳以下である世帯 ※4 2023年3月31日までに建築着工するものについては、1981年4月2日以降出生

## ● 補助額(補助上限)

注文住宅の新築 新築分譲住宅の購入 : 1住戸につき100万円

リフォーム : 実施する補助対象工事および工事発注者の属性等に応じて原則30万円まで（最低金額5万円以上）

（世帯要件や既存住宅の購入に関する要件を満たすと、最大で60万円まで引き上げ）

## 2-1. こどもエコすまい支援事業について【注文住宅の新築／新築分譲住宅の購入／リフォーム】

### ●登録事業者

補助対象者に代わり、本事業の手続き等を行う補助事業者として予め事務局にこどもエコすまい支援事業者として登録※したものの。  
新築分譲住宅の購入については、

※ 交付申請または交付申請の予約までに事業者登録が必要です。

### ●補助金の還元方法

登録事業者は、交付された補助金を予め補助対象者と合意した方法により、還元します。なお、還元方法は原則①とします。

いずれか	① 補助事業に係る契約代金（最終支払に限る）に充当する方法
	② 現金で支払う方法

### ●対象期間

- ・契約日の期間 : 契約日は問いません
- ・対象工事の着手期間 : **2022年11月8日以降**  
【対象工事】  
注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入：**基礎工事より後の工程の工事**  
リフォーム：**工事請負契約に含まれるすべての工事のうち、最初に着手した工事**  
**（補助対象工事でなくても可）**
- ・交付申請期間 : 2023年3月31日～予算上限に達するまで（遅くとも2023年12月31日まで）※  
※ 申請状況は随時事務局HPで公表します。お早めの申請をおすすめします  
※ 交付申請の予約を行っている場合、当該予約期限または2023年12月31日のいずれか早い日まで交付申請が可能です。  
予約の詳細は事務局HPを参照してください。

## 2-2. こどもエコすまい支援事業について 【注文住宅の新築／新築分譲住宅の購入】



## 2-2. こどもエコすまい支援事業について【注文住宅の新築／新築分譲住宅の購入】

### ■ 対象となる新築住宅

以下の①～⑤を満たす住宅が対象になります。

#### ① 所有者（建築主・購入者）自らが居住する

「居住」は、住民票における住所（居住地等）で確認します。

#### ② 住戸の床面積が50㎡以上である

「床面積」とは、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定します。

なお、吹き抜け、バルコニーおよびメーターボックスの部分は除き、住戸内に階段が存在する場合、階段下のトイレおよび収納等の面積を含めます。

#### ③ 土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域外に立地する

「土砂災害防止法」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）です。

#### ④ 都市再生特別措置法第88条第5項の規定※により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされていないもの

※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域）内」で建設されたもののうち、一定の規模以上（3戸以上または1戸もしくは2戸で規模が1,000㎡以上）の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合、その旨が市町村長により公表できることとされています。

#### ⑤ 未完成または完成から1年以内であり、人の居住の用に供したことがないもの

「完成」は、完了検査済証の発出日で確認します。

## ■ 対象となる新築住宅（続き）

### ⑥ 証明書等により、高い省エネ性能（ZEHレベル）を有することが確認できる

#### 高い省エネ性能 （ZEHレベル） を有する住宅

強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有する住宅※1※2※3

※1 BELS 評価書に記載される「ZEH」「ZEH-M」「ZEH Oriented」「ZEH-M Oriented」「ZEH Ready」「ZEH-M Ready」「Nearly ZEH」「Nearly ZEH-M」は対象となります。

（BELS評価書に記載される「ゼロエネ相当」は強化外皮基準に適合しないため対象となりません。）

※2 2022年10月1日以降に新基準で認定申請した認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅は対象となります。

※3 BELS評価書でZEHマークの記載があるもの、または2022年4月1日以降は住宅性能評価書で断熱等級5かつ一次エネルギー等級6の記載があるものは、再生可能エネルギー設備の導入がなくても対象となります。

### ⑦ 交付申請時、一定以上の出来高の工事完了が確認できる

以下の①②のいずれかの方法で確認します。建築士による証明書が必要です。

#### いずれか （選択可）

① 基礎工事(杭基礎の場合は杭工事)の完了

② 住戸あたりの補助額（100万円/戸）に総戸数※1を乗じた金額以上の出来高の工事完了  
建築工事の契約金額（税込）×出来高（%）≥ 補助額（100万円/戸）×総戸数※1

※1 戸建は、1住戸です。共同住宅等は、当該住宅の全住戸数（申請しない住戸を含む）です。

## ■ 対象となる期間

### ① 基礎工事の完了（工事の出来高）

建築着工～交付申請まで（遅くとも2023年12月31日）

### ② 「基礎工事より後の工程の工事」への着手

2022年11月8日以降に、一般的に基礎工事の次の工程（地上階の柱や壁の工事等）を開始するものが対象となります。

○	2022年11月7日時点で、着手可能な工事	杭、基礎、地下室、基礎断熱、足場等の仮設、給排水、電気、土台敷、外構
×	2022年11月7日時点で着手済の場合は、対象とならない工事	地上階の柱、壁、梁、屋根

## ■ 手続き期間

### ● 交付申請期間

2023年3月31日 ～ **予算上限に達するまで**（遅くとも2023年12月31日まで）※

※ 申請状況は随時事務局HPで公表します。お早めの申請をおすすめします。

交付申請の予約を行っている場合、当該予約期限または2023年12月31日のいずれか早い日まで交付申請が可能です。

予約の詳細は事務局HPを参照してください。

### ● 完了報告期間

交付決定以降、補助対象の建物に応じた下表の期間まで

戸建住宅	交付決定 ～ 2024年7月31日
共同住宅等で階数が10以下	交付決定 ～ 2025年4月30日
共同住宅等で階数が11以上	交付決定 ～ 2026年2月28日

## 2-3. こどもエコすまい支援事業について 【 リフォーム（戸別/一括） 】

## 2-3. こどもエコすまい支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

### ■ 対象となる方

以下の①②を満たす方が対象になります。

#### ① こどもエコすまい支援事業者と工事請負契約等を締結し、リフォーム工事をする方

「こどもエコすまい支援事業者」とは、工事発注者に代わり、交付申請等の手続きを代行し、交付を受けた補助金を工事発注者に還元する者として、予め本事業に登録をした工事施工業者です。

※ 工事請負契約等が結ばれていない工事は対象となりません。

#### ② リフォームする住宅の所有者等であること

##### 住宅の所有者等

- ・住宅を所有し、居住する個人またはその家族
- ・住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人
- ・賃借人
- ・共同住宅等の管理組合・管理組合法人

※ 買取再販事業者も対象となります。ただし、別の工事施工者にリフォーム工事を発注する（工事請負契約がある）場合に限りません。

## 2-3. こどもエコすまい支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

## ■ 対象となるリフォーム工事

以下の①～⑧に該当するリフォーム工事等を対象とします。

ただし、④～⑧については、①～③のいずれかと同時に行う場合のみ補助の対象※1となります。

また、申請する補助額の合計が5万円未満の工事は補助の対象になりません。※2

なお、申請する際には、対象工事に関する証明書等が必要になります。

A		B	
① 開口部の断熱改修	いずれか <b>必須</b> ※1	④ 子育て対応改修	Aと同時に行う場合のみ補助対象※1
② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修		⑤ 防災性向上改修	
③ エコ住宅設備の設置		⑥ バリアフリー改修	
		⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置	
		⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入	
補助額が合計5万円以上で補助対象※2			

※ 対象製品のメーカーが自社で施工する場合も対象になります。

※1 例外として、経済産業省および環境省が実施する「先進的窓リノベ事業」または、経済産業省が実施する「給湯省エネ事業」において交付決定を受けている場合は、上記の①～③のいずれかに該当する工事を含んでいるものとして取り扱います。

※2 例外として、経済産業省および環境省が実施する「先進的窓リノベ事業」または、経済産業省が実施する「給湯省エネ事業」において交付決定を受けている場合は、こどもエコすまい支援事業において申請する補助額の合計が2万円以上であれば補助対象となります。

## 2-3. こどもエコすまい支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

### ■ 対象とならないリフォーム工事例

以下に該当するリフォーム工事は補助の対象になりません。

- × ドアの一部および欄間に取り付けられたガラスを交換する工事
- × 店舗併用住宅等の住宅以外の部分の工事
- × 住宅の所有者等が住宅設備を購入し、その取付を住宅事業者に依頼する工事  
(いわゆる施主支給や材工分離による工事)
- × 外皮以外の部分（外気に面しない間仕切壁）の窓やガラス、ドアの工事
- × 屋外に設置した手すり工事や、屋外の段差解消の工事
- × 太陽光発電設備の設置工事
- × 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）の設置工事
- × リース設備の設置工事
- × 中古品を用いた工事



## 2-3. こどもエコすまい支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

### ■ 対象となる期間

#### ① 工事請負契約日の期間・定義

契約期間は問いません。契約日は工事請負契約の原契約の締結日です。

#### ② 工事着手日の期間・定義

**2022年11月8日**～交付申請まで（遅くとも2023年12月31日）

工事着手日の定義は、**契約に含まれるすべての工事のうち、最初の工事に着手した日**です。

### ■ 補助額・補助上限

#### ① 補助額

対象工事内容ごとの補助額の合計

#### ② 複数回行うリフォーム工事

同一住宅に複数回のリフォーム工事を行う場合、補助上限額の範囲内で申請を行うことができます。  
ただし、申請ごとにすべての補助要件を満たす必要があります。

#### ③ 補助上限

原則、1戸あたり30万円を補助上限とします。

ただし、④に該当する場合、補助上限が引き上げられます。

## 2-3. こどもエコすまい支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

## ■ 補助額・補助上限（続き）

## ④ 補助上限の引き上げ

以下①②に該当する場合、③の通り補助上限を引き上げします。

- ① **子育て世帯**または**若者夫婦世帯**が、自ら居住する住宅に行うリフォーム工事である
- ② 工事発注者が、**自ら居住するために購入した既存住宅**に行うリフォーム工事である

**「既存住宅の購入」は、以下のすべてを満たすものとします。**

- ・不動産売買契約の締結時に完成から1年以上経過している住宅である（不動産登記で確認します）
  - ・不動産売買契約の締結が、2022年11月8日（令和4年度補正予算（第2号）閣議決定日）以降である
  - ・売買代金が100万円（税込）以上である
  - ・リフォーム工事の工事請負契約の締結が、不動産売買契約の締結から3ヶ月以内である
  - ・工事発注者が①に該当しない場合、購入する住宅が安心R住宅である
- ※「安心R住宅」は、特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度（安心R住宅制度）を利用し、安心R住宅調査報告書が発行された住宅です。

## ③ ①②に応じた補助上限の引き上げ

①子育て世帯または若者夫婦世帯	②既存住宅購入	1戸あたりの上限補助額
該当する	該当する	60万円
	該当しない	45万円
該当しない（その他世帯） ※法人、管理組合を含む。	該当する（安心R住宅に限る）	45万円
	該当しない	30万円

## 2-3. こどもエコすまい支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

## ■ 対象工事内容ごとの補助額

## 開口部の断熱改修の補助額

補助の対象となる工事は「**ガラス交換**」「**内窓設置**」「**外窓交換**」「**ドア交換**」の4つの工事です。

省エネ基準レベルやZEHレベルといった断熱性能によって対象となる製品が異なります。

- ・省エネ基準レベル：2025年4月より全ての新築住宅で適合義務化がされる水準の熱貫流率
- ・ZEHレベル：2030年度以降新築される住宅において確保することを目指すZEH基準の熱貫流率

大きさの区分	ガラス交換※1			内窓設置※2・外窓交換			ドア交換		
	面積※3	1枚あたりの補助額		面積※4	1箇所あたりの補助額		面積※4	1箇所あたりの補助額	
		省エネ基準レベル	ZEHレベル		省エネ基準レベル	ZEHレベル		省エネ基準レベル	ZEHレベル
大	1.4m <sup>2</sup> 以上	9,000円	12,000円	2.8m <sup>2</sup> 以上	23,000円	31,000円	開戸：1.8m <sup>2</sup> 以上 引戸：3.0m <sup>2</sup> 以上	34,000円	45,000円
中	0.8m <sup>2</sup> 以上 1.4m <sup>2</sup> 未満	6,000円	9,000円	1.6m <sup>2</sup> 以上 2.8m <sup>2</sup> 未満	18,000円	24,000円	-	-	-
小	0.1m <sup>2</sup> 以上 0.8m <sup>2</sup> 未満	3,000円	3,000円	0.2m <sup>2</sup> 以上 1.6m <sup>2</sup> 未満	15,000円	20,000円	開戸：1.0m <sup>2</sup> 以上1.8m <sup>2</sup> 未満 引戸：1.0m <sup>2</sup> 以上3.0m <sup>2</sup> 未満	30,000円	40,000円

※1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスのみ交換の改修は対象外とする。

※2 内窓交換を含む。

※3 ガラスの寸法とする。

※4 内窓もしくは外窓のサッシ枠または開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。

## 2-3. こどもエコすまい支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

## 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修の補助額

分類	外壁	屋根・天井	床
省エネ基準レベル	112,000円/戸 (56,000円/戸※)	40,000円/戸 (20,000円/戸※)	69,000円/戸 (34,000円/戸※)
ZEHLレベル	151,000円/戸 (75,000円/戸※)	54,000円/戸 (27,000円/戸※)	92,000円/戸 (46,000円/戸※)

※ 部分断熱の場合の補助額

## エコ住宅設備の補助額

エコ住宅設備の種類	補助額
太陽熱利用システム	27,000円/戸
高断熱浴槽	27,000円/戸
高効率給湯器※	27,000円/戸
蓄電池	64,000円/戸

エコ住宅設備の種類		補助額
節水型トイレ	掃除しやすいトイレ	20,000円/台
	上記以外	19,000円/台
節湯水栓		5,000円/台

※ 対象となる給湯器は「エコキュート」「エコジョーズ」「エコフィール」「ハイブリッド給湯機」の4つです。

「エコキュート」及び「ハイブリッド給湯機」は、性能により「給湯省エネ事業」において、より高い補助を受けられる場合があります。

## 2-3. こどもエコすまい支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

## 子育て対応改修の補助額

## ① 家事負担軽減に資する住宅設備

エコ住宅 設備の種類	ビルトイン 食器洗機	掃除しやすい レンジフード	ビルトイン自動 調理対応コンロ	浴室乾燥機	宅配ボックス	
					住戸専用 の場合※2	共用 の場合
補助額	21,000円/戸	11,000円/戸※1	14,000円/戸※1	21,000円/戸	11,000円/戸	11,000円/ ボックス※3

※1 「キッチンセットの交換を伴う対面化改修」で補助金が交付される場合、本項目は補助の対象となりません。

※2 共同住宅においては、単数のボックスなど当該住戸用に独立して設置された宅配ボックスに限ります。

※3 例えば、1つの宅配ボックスに4つのボックスが設置されている場合は44,000円となります。

## ② 防犯性の向上に資する開口部の改修

大きさの区分	外窓交換		ドア交換	
	面積※1	1箇所あたりの補助額	面積※1	1箇所あたりの補助額
大	2.8m <sup>2</sup> 以上	34,000円	開戸：1.8m <sup>2</sup> 以上 引戸：3.0m <sup>2</sup> 以上	49,000円
中	1.6m <sup>2</sup> 以上 2.8m <sup>2</sup> 未満	24,000円	-	-
小	0.2m <sup>2</sup> 以上 1.6m <sup>2</sup> 未満	20,000円	開戸：1.0m <sup>2</sup> 以上1.8m <sup>2</sup> 未満 引戸：1.0m <sup>2</sup> 以上3.0m <sup>2</sup> 未満	35,000円

※1 外窓のサッシ枠または開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。

## 2-3. こどもエコすまい支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

## 子育て対応改修の補助額（続き）

## ③ 生活騒音への配慮に資する開口部の改修

大きさの 区分	ガラス交換※1		内窓設置※2外窓交換		ドア交換	
	面積※3	1枚あたりの補助額	面積※4	1箇所あたりの補助額	面積※4	1箇所あたりの補助額
大	1.4m <sup>2</sup> 以上	9,000円	2.8m <sup>2</sup> 以上	23,000円	開戸：1.8m <sup>2</sup> 以上 引戸：3.0m <sup>2</sup> 以上	34,000円
中	0.8m <sup>2</sup> 以上 1.4m <sup>2</sup> 未満	6,000円	1.6m <sup>2</sup> 以上 2.8m <sup>2</sup> 未満	18,000円	-	-
小	0.1m <sup>2</sup> 以上 1.4m <sup>2</sup> 未満	3,000円	0.2m <sup>2</sup> 以上 1.6m <sup>2</sup> 未満	15,000円	開戸：1.0m <sup>2</sup> 以上1.8m <sup>2</sup> 未満 引戸：1.0m <sup>2</sup> 以上3.0m <sup>2</sup> 未満	30,000円

※1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスのみ交換の改修は対象外とする。

※2 内窓交換を含む。

※3 ガラスの寸法とする。

※4 内窓もしくは外窓のサッシ枠または開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。

## 2-3. こどもエコすまい支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

## 子育て対応改修の補助額（続き）

## ④ キッチンセットの交換を伴う対面化改修

対象工事の種類	対象となる要件		補助額
	改修前	改修後	
キッチンセットの交換を伴う対面化改修	以下すべての設備を有する ・給排水に接続したシンク ・シンクまたはコンロと一体的に隣接する調理台 ・コンロ（埋め込み式に <b>限らない</b> ） ・コンロの上部に、調理専用の換気設備	以下すべての設備を <b>新たに設置</b> する ・給排水に接続したシンク ・シンクまたはコンロと一体的に隣接する調理台 ・コンロ（埋め込み式に <b>限る</b> ） ・コンロの上部に、調理専用の換気設備	89,000円/戸
	配置や形状に関わらず、シンク、調理台、コンロにそれぞれ正対して立った位置から、左右90度を見渡した時に、リビングとダイニングの両方またはいずれかの過半を視認することができない。または、目視することができる位置が1箇所である	配置や形状に関わらず、シンク、調理台、コンロにそれぞれ正対して立った位置から、左右90度を見渡した時に、リビングとダイニングの両方またはいずれかの過半を視認することができる位置が <b>2箇所以上</b> ある	

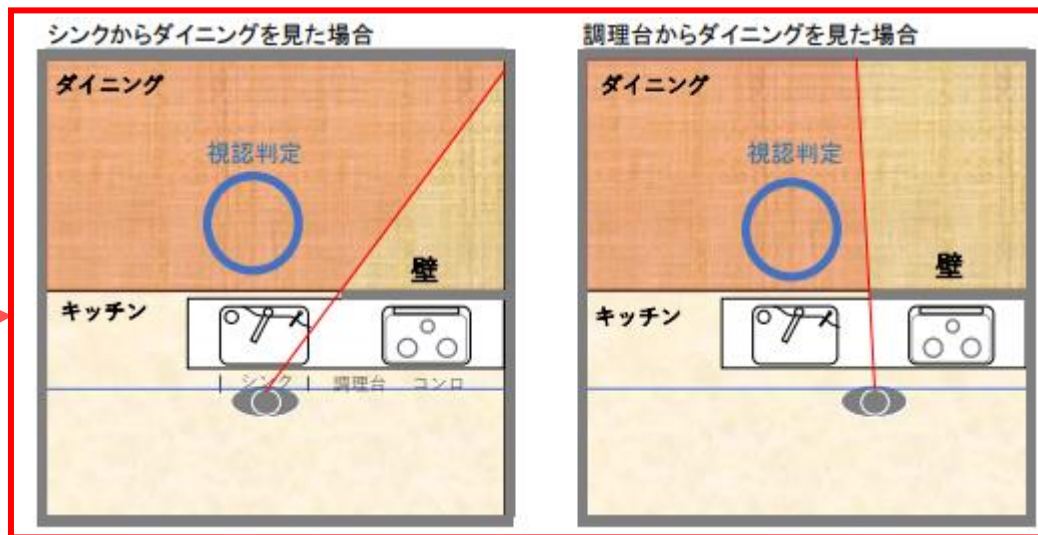
※ 本項目で補助金が交付される場合、「掃除しやすいレンジフード」または「ビルトイン自動調理対応コンロ」について補助を受けることはできません。



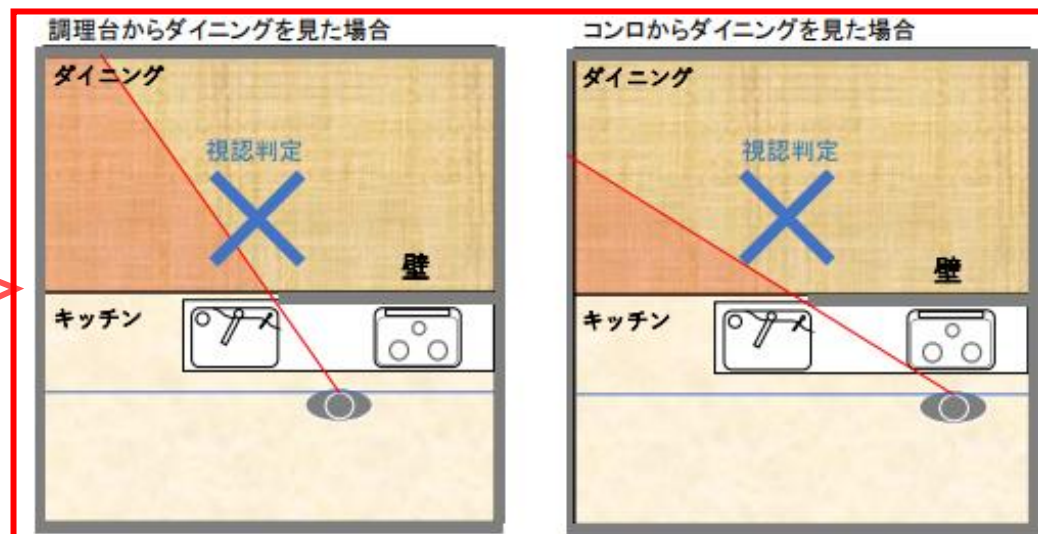
## 2-3. こどもエコすまい支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

キッチンからダイニングを見た際に、**ダイニングの過半**を視認できる位置（調理台やシンク）が2箇所以上あることの例

改修後、シンクと調理台の2箇所からダイニングの過半を目視できる  
⇒ ○ 補助対象



改修後、調理台とコンロ台の2箇所からダイニングの過半を目視できない  
⇒ × 補助対象外





## 2-3. こどもエコすまい支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

## バリアフリー改修の補助額

対象工事	手すりの設置	段差解消	廊下幅等の拡張	衝撃緩和畳の設置
補助額	5,000円/戸	6,000円/戸	28,000円/戸	18,000円/戸

## 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの補助額

エアコンの冷房能力	3.6kW以上	2.2kW超～3.6kW未満	2.2kW以下
補助額	25,000円/台	22,000円/台	19,000円/台

## リフォーム瑕疵保険等の補助額

住宅瑕疵担保責任保険法人	対象となる瑕疵保険	補助額
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 株式会社住宅あんしん保証</li> <li>● ハウスプラス住宅保証株式会社</li> <li>● 株式会社日本住宅保証検査機構</li> <li>● 株式会社ハウスジューメン</li> <li>● 住宅保証機構株式会社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● リフォーム瑕疵保険</li> <li>● 大規模修繕工事瑕疵保険</li> </ul>	7,000円/契約

## ■ 手続き期間

**交付申請の予約期間** : 2023年3月31日 ~ **予算上限に達するまで** (遅くとも2023年11月30日まで) ※  
**交付申請の予約時期** : リフォーム工事の着手 (契約に含まれるすべての工事のうち、最初の工事に着手した日)

**交付申請の期間** : 2023年3月31日 ~ **予算上限に達するまで** (遅くとも2023年12月31日まで) ※  
**交付申請の時期** : リフォーム工事の引き渡し後  
 ※ 申請状況は事務局随時HPで公表します。お早めの申請をおすすめします。

## 2-4. 先進的窓リノベ事業について

事業の目的：

先進的窓リノベ事業は、既存住宅における熱損失が大きい窓の断熱性能を高めることにより、エネルギー価格高騰への対応（冷暖房費負担の軽減）や、2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）への貢献、2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保への貢献を目的とする事業です。

## 2-4. 先進的窓リノベ事業について

## 事業の内容

## ● 補助対象

補助対象事業	対象者
窓の断熱改修（リフォーム）	工事発注者

こどもエコすまい支援事業とは異なり、補助上限を引き上げる世帯要件等無し

## ● 補助額(補助上限)

実施する補助対象工事の内容に応じて定額（**1申請あたり5万円から最大200万円まで。戸あたりの補助上限は200万円**）

同一住宅に複数回のリフォーム工事を行う場合も、補助上限額の範囲内で申請を行うことができます。ただし、それぞれの申請ごとにすべての補助要件を満たす必要があります。

## ● 登録事業者

補助対象者に代わり交付申請等の手続きを行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を補助対象者に還元するものとして事務局に窓リノベ事業者として登録された者

補助事業	契約	登録する事業者（補助事業者）
窓の断熱改修（リフォーム）	工事請負契約	施工業者（工事請負業者）

## ● 補助金の還元方法

登録事業者は、交付された補助金を予め補助対象者と合意した方法により、還元します。なお、還元方法は原則①とします。

いずれか	① 補助事業に係る契約代金（最終支払に限る）に充当する方法
	② 現金で支払う方法

## 2-4. 先進的窓リノベ事業について

こどもエコすまい支援事業とは異なり、契約日の要件あり

### ● 対象期間

- ・契約日の期間 : **2022年11月8日**～遅くとも2023年12月31日
- ・工事着手日の期間 : 窓リノベ事業者（住宅省エネ支援事業者）の**事業者登録申請日以降**
- ・交付申請の予約期間・時期 : **2023年3月31日**～予算上限に達するまで（遅くとも2023年11月31日まで）  
リフォーム工事の着手※1で予約可能  
※1 契約に含まれるすべての工事のうち、最初の工事に着手した日
- ・交付申請の期間・時期 : 2023年3月31日～**予算上限に達するまで**（遅くとも**2023年12月31日**まで）  
リフォーム工事の引渡し後に申請可能

### ■ 対象となる方

以下の①②を満たす方が対象になります。

#### ① 窓リノベ事業者と工事請負契約を締結し、窓のリフォーム工事をする事

「窓リノベ事業者」とは、補助対象者に代わり交付申請の手続きを行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を補助対象者に還元するものとして事務局に登録された施工業者等をいいます。

※ **工事請負契約等が結ばれていない工事は対象になりません。**

※ 窓リノベ事業者は、住宅省エネ2023キャンペーンの住宅省エネ支援事業者に登録し、本事業に参加を申告することで登録されます。

#### ② 窓のリフォーム工事をする住宅の所有者等であること

##### 住宅の所有者等

- ・ 住宅を所有し、居住する個人またはその家族
- ・ 住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人
- ・ 賃借人
- ・ 集合住宅等の管理組合・管理組合法人

※ **買取再販事業者も対象となります。ただし、別の施工業者にリフォーム工事を発注する（工事請負契約がある）場合に限り。**

## 2-4. 先進的窓リノベ事業について

### ■ 補助対象となる住宅

補助対象住宅は**既存住宅のみ**です。なお、戸建、集合住宅等の別を問いません。

#### 既存住宅とは

リフォーム工事の工事請負契約日時点において、**建築から1年が経過した住宅または過去に人が居住した住宅**(現に人が居住している住宅を含む)をいいます。

※ 本事業において「建築日」は、原則、検査済証の発出日とします。

### ■ 対象となる工事

以下①②を満たし、③に該当しない工事が、補助対象事業となります。

#### ① 対象製品を用いた下表に該当するリフォーム

「対象製品」とは、メーカーが登録を申請し、事務局が一定の性能を満たすことを確認した製品です。

メーカーから、製品の性能やサイズが記載された「性能証明書」が発行されます。

工事内容	ガラス交換		既存窓のガラスのみを取り外し、既存サッシをそのまま利用して、複層ガラス等に交換する工事 ※ 障子枠（ガラス+フレーム）のみを交換し、枠を交換しない、または新たに設置しない場合にも、ガラス交換として取扱います。
	内窓設置		既存窓の内側に新しい窓を新設する または 既存の内窓を取り除き、新しい内窓に交換する工事
	外窓交換	カバー工法	既存窓のガラスを取り外し、既存窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換する工事
		はつり工法	既存窓のガラス及び窓枠を取り外し、新たな窓枠を取り付け、複層ガラス等に交換する工事

※ 外気に接する住宅の開口部に設置する工事に限ります。

※ 対象製品のメーカーが自社で施工する場合も対象になります。

## 2-4. 先進的窓リノベ事業について

### ■ 対象となる工事（続き）

#### ② 補助額が5万円以上の工事

補助額は、工事の内容、住宅の建て方、対象製品の性能とサイズにより異なります。

※ 複数の窓の工事を行い、本事業とこどもエコすまい支援事業に分けて申請する場合、本事業単独で申請する補助額が5万円以上とします。  
（両事業の補助額を合算できません）

※ 同一開口部に複数の対象製品を設置しても、1つの製品に限り補助金の対象となり、補助額に算入することができます。

#### ③ 補助の対象にならないリフォーム工事例

- × 補助事業に要する経費が補助額に満たない工事
- × ドアを交換する工事
- × ドアの一部およびドアに付随する欄間に取り付けられたガラスを交換する工事
- × 店舗併用住宅等の住宅以外の部分の窓・ガラスの工事
- × 住宅の所有者等が住宅設備を購入し、その取付を住宅事業者に依頼する工事  
（いわゆる施主支給や材工分離による工事）
- × リース設備の設置工事
- × 中古品を用いた工事

## 2-4. 先進的窓リノベ事業について

### ■ 対象となる期間

以下①②が補助対象期間となります。

#### ① 工事請負契約日の期間・定義

2022年11月8日（令和4年度補正予算閣議決定日）～ 遅くとも2023年12月31日まで  
契約日は工事請負契約の原契約の締結日です。

#### ② 工事着手日の期間・定義

窓リノベ事業者における事業者登録申請日以降※  
工事着手日の定義は、契約に含まれるすべての工事のうち、最初の工事に着手した日です。

※ 住宅省エネ2023キャンペーンの住宅省エネ支援事業者における登録申請日と同日です。  
キャンペーンサイトの「[登録事業者の検索](#)」からも確認できます。（登録事業者が公表を希望している場合に限りです）

### 「先進的窓リノベ事業」と「こどもエコすまい支援事業」の熱貫流率の基準値の違い

- 地域区分5～7で戸建住宅の場合、**先進的窓リノベ事業ではUw値1.9以下であることが必要**ですが、こどもエコすまい支援事業ではUw値が省エネ基準レベルで4.7以下、ZEHLレベルで2.3以下であれば補助を受けることができます。

事業	分類	建て方	地域区分ごとの熱貫流率Uw値（カッコ内は性能区分）				
			1～2地域	3地域	4地域	5～7地域	8地域
先進的窓リノベ事業	P (SS)	共通	1.1以下 (P)				
	S		1.5以下 (S)				
	A		1.9以下 (A)				
	B	中高層集合住宅	2.3以下 (B) ※カバー工法のみ				
こどもエコすまい支援事業	ZEHLレベル	戸建住宅	1.9以下 (A)	1.9以下 (A)	2.3以下 (B)	2.3以下 (B)	-
		共同住宅	1.9以下 (A)	2.3以下 (B)	2.9以下 (C)	2.9以下 (C)	-
	省エネ基準レベル	共通	2.3以下 (B)	2.3以下 (B)	3.5以下 (D)	4.7以下 (E)	-



## 2-4. 先進的窓リノベ事業について

## 6. 性能と補助額について

性能区分	ガラス交換				内窓設置			
	大 (L) 1.4m <sup>2</sup> 以上	中 (M) 0.8m <sup>2</sup> 以上 1.4m <sup>2</sup> 未満	小 (S) 0.1m <sup>2</sup> 以上 0.8m <sup>2</sup> 未満	極小 (X) 0.1m <sup>2</sup> 未満	大 (L) 2.8m <sup>2</sup> 以上	中 (M) 1.6m <sup>2</sup> 以上 2.8m <sup>2</sup> 未満	小 (S) 0.2m <sup>2</sup> 以上 1.6m <sup>2</sup> 未満	極小 (X) 0.2m <sup>2</sup> 未満
P (SS)	48,000円	30,000円	8,000円	8,000円	124,000円	84,000円	53,000円	53,000円
S	32,000円	21,000円	5,000円	5,000円	84,000円	57,000円	36,000円	36,000円
A	26,000円	17,000円	4,000円	4,000円	69,000円	47,000円	30,000円	30,000円
B	-	-	-	-	-	-	-	-

住宅の建て方の違いによる補助額の違いはありません。

性能区分	外窓交換（カバー工法・はつり工法）							
	戸建住宅・低層集合住宅				中高層集合住宅			
	大 (L) 2.8m <sup>2</sup> 以上	中 (M) 1.6m <sup>2</sup> 以上 2.8m <sup>2</sup> 未満	小 (S) 0.2m <sup>2</sup> 以上 1.6m <sup>2</sup> 未満	極小 (X) 0.2m <sup>2</sup> 未満	大 (L) 2.8m <sup>2</sup> 以上	中 (M) 1.6m <sup>2</sup> 以上 2.8m <sup>2</sup> 未満	小 (S) 0.2m <sup>2</sup> 以上 1.6m <sup>2</sup> 未満	極小 (X) 0.2m <sup>2</sup> 未満
P (SS)	183,000円	136,000円	91,000円	91,000円	221,000円	151,000円	93,000円	93,000円
S	124,000円	92,000円	62,000円	62,000円	150,000円	102,000円	63,000円	63,000円
A	102,000円	76,000円	51,000円	51,000円	123,000円	84,000円	52,000円	52,000円
B	-	-	-	-	89,000円	61,000円	38,000円	38,000円

住宅の建て方の違いにより補助額が違います。

性能区分Bは、**中高層集合住宅のカバー工法のみ**補助の対象です。

## 2-5. 給湯省エネ事業について

事業の目的：

この事業は、家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大により、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的としています。

## 事業内容

### ● 補助対象・申請区分

戸建、共同住宅等に寄らず、以下の住宅に高効率給湯器を設置する事業（いずれの場合もリースの利用を含む）  
 交付申請等の手続きは2つの申請区分とし、原則、契約を取り交わす事業者（事前に給湯省エネ事業者として登録が必要）が代行

申請区分	設置する住宅※1	補助対象者	契約	登録する事業者※2（手続代行者）
購入・工事	①新築注文住宅	①住宅の建築主	工事請負契約	建築事業者※3（工事請負業者）
	②新築分譲住宅	②住宅の購入者	不動産売買契約	販売事業者（販売代理を含む）
	③既存住宅（リフォーム）	③工事発注者※4	工事請負契約	施工業者（工事請負業者）
リース利用	上記①～③	上記①～③	リース契約（賃貸借契約）	給湯器の所有権を有するリース事業者

※1 新築分譲事業者が、販売前後の分譲住宅に設置した高効率給湯器を補助対象として、申請することはできません。

※2 高効率給湯器を導入し、本事業に給湯省エネ事業者として登録されているエネルギー小売業者(電力会社、ガス会社等)と電力・ガス契約をしている場合、補助対象者はエネルギー小売業者に交付申請の代行を委任することもできます。

※3 分離発注で住宅を建築する場合、本事業の補助対象になる高効率給湯器の設置を含む契約をし、その施工業者が登録を行います。

※4 買取再販事業者が、販売のために購入した住宅に設置した高効率給湯器を補助対象として、申請することはできません。

## 2-5. 給湯省エネ事業について

## ● 補助額(補助上限)

導入する高効率給湯機に応じて定額を補助

ただし、設置台数の上限は、戸建住宅はいずれか2台まで、共同住宅等はいずれか1台まで

設置する給湯機	補助額	補助上限（1住戸あたり）
家庭用燃料電池（エネファーム）	15万円／台	戸建住宅：左記のいずれか2台まで 共同住宅等：左記のいずれか1台まで
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯器）	5万円／台	
ヒートポンプ給湯機（エコキュート）		

## ● 補助金の交付

補助対象者の口座に振込（リースの場合を含む）

「こどもエコすまい支援事業」「先進的窓リノベ事業」とは異なり、補助金の交付は**補助対象者（新築住宅の建築主・購入者、工事発注者）**の口座に対して行われます。リース利用の場合も同様です。

## 2-5. 給湯省エネ事業について

こどもエコすまいる支援事業とは異なり、契約日の要件あり

### ●対象期間

- ・ 契約日の期間 : **2022年11月8日**～遅くとも2023年12月31日
- ・ 着工日の期間 : 給湯省エネ事業者（住宅省エネ支援事業者）の登録申請日以降
- ・ 交付申請の予約期間 : 2023年3月31日～予算上限に達するまで（遅くとも2023年11月31日まで）
- ・ 交付申請の期間 : 2023年3月31日～予算上限に達するまで（遅くとも2023年12月31日まで）

### ●着工日と交付申請時期

着工日の定義、交付申請および交付申請の予約が可能となる時期は以下の通り

設置する住宅	着工日の定義		以降の予約が可能		以降の交付申請が可能
	購入・工事	リース利用	購入・工事	リース利用	
新築注文住宅	建築着工日	住宅の引渡日	建築着工日	リース契約	住宅の引渡し
新築分譲住宅	住宅の引渡日		不動産売買契約		
既存住宅 (リフォーム)	給湯器の設置開始日 (1台目)		契約工事全体の着手日※1		工事の引渡し または補助対象者による給湯器の利用開始のいずれか早い方

※1 契約に含まれるすべての工事のうち、最初の工事に着手した日

## 2-5. 給湯省エネ事業について

### ■ 対象となる方（購入・工事タイプ）

以下の①②を満たす方が補助対象者となります。

#### ① 給湯省エネ事業者※1と契約※2を締結し、以下①～④のいずれかの方法により本事業の対象設備である高効率給湯器（対象機器）を導入する

- ① 新築注文住宅に、対象機器を購入し、設置する方法【工事請負契約】
- ② 対象機器が設置された新築分譲住宅（戸建または共同住宅等）を購入する方法【不動産売買契約】
- ③ リフォーム時に、対象機器を購入し、設置する方法【工事請負契約※3】
- ④ 既存給湯器から対象機器への交換設置を条件とする既存住宅※4（戸建または共同住宅等）を、購入する方法【不動産売買契約】

※1 給湯省エネ事業者は、住宅省エネ2023キャンペーンの住宅省エネ支援事業者に登録し、本事業に参加を申告することで登録されます。

※2 いずれも【 】内の契約書の提出が必要になります。

※3 建設業法が定める工事請負契約に相当する内容を含む契約であれば、発注書・請書、売買契約でも構いません。

※4 未使用の対象機器が設置されていても、既存住宅の購入は補助対象になりません。

#### ② 対象機器を設置する住宅の所有者等である

##### 住宅の所有者等

- ・住宅を所有し、居住する個人またはその家族
- ・住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人
- ・賃借人
- ・共同住宅等の管理組合・管理組合法人

※ 住宅の所有者であっても、販売目的で住宅を所有する新築分譲事業者および買取再販事業者は対象になりません。

## 2-5. 給湯省エネ事業について

### ■ 対象となる方（リース利用タイプ）

以下の①②を満たす方が補助対象者となり、③により交付申請を行います。

#### ① 給湯省エネ事業者※1とリース契約※2し、以下①～④のいずれかの方法により本事業の対象設備である高効率給湯器（対象機器）を導入するリース利用者

- ① 新築注文住宅に、建築主が対象機器をリースにより設置する方法
- ② 建築中の分譲住宅（戸建）に対して、住宅購入者が対象機器をリースにより設置する方法
- ③ 建築中の分譲住宅（共同住宅等）に対して、管理組合等が対象機器をリース※3により設置する方法
- ④ 既存住宅（戸建または共同住宅等）のリフォーム時に、住宅所有者等が対象機器をリースにより設置する方法※4

※1 給湯省エネ事業者は、住宅省エネ2023キャンペーンの住宅省エネ支援事業者に登録し、本事業に参加を申告することで登録されます。

※2 いずれもリース契約書（賃貸借契約書）の提出が必要になります。

※3 分譲事業者のリース契約（2022年11月8日以降の契約に限る）を管理組合が承継する場合を含む。（リース契約の当事者でない住宅購入者が、戸ごとに補助を受けることはできません）

※4 リースにより未使用の対象機器が設置されていても、既存住宅の購入は補助対象になりません。

#### ② 対象機器を設置する住宅の所有者等である

##### 住宅の所有者等

- ・住宅を所有し、居住する個人またはその家族
- ・住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人
- ・賃借人
- ・共同住宅等の管理組合・管理組合法人

※ 住宅の所有者であっても、販売目的で住宅を所有する新築分譲事業者および買取再販事業者は対象になりません。

#### ③ リース事業者と共同申請を行う

本事業の補助を受けるには、リース利用者だけでなく対象機器の所有者であるリース事業者も共同事業者として交付申請を行います。



## ■ 補助対象となる住宅

補助対象住宅は**新築住宅と既存住宅の両方**です。なお、いずれも戸建、共同住宅等の別を問いません。

<p><b>新築住宅</b></p>	<p>1年以内に建築された住宅で、かつ居住実績がない住宅をいいます。  <b>※本事業において「建築日」は、原則、検査済証の発出日とします。</b></p>
<p><b>既存住宅</b></p>	<p>建築から1年が経過した住宅、または過去に人が居住した住宅をいいます。  <b>※未使用の対象機器が設置されていても、既存住宅の購入は補助対象になりません。</b></p>

## ■ 補助対象となるリース（リース利用タイプのみ）

### 6年以上のリース期間が設定されているもの

給湯器の法定耐用年数は6年間です。

当該期間が経過する前に利用を終了することを前提とするリース契約は、本事業の補助の対象になりません。

- ※ 途中解除が可能であるリース契約も補助対象としますが、6年を経過する前にリース契約を解除した場合、財産処分の手続き（補助金の返還等を含む）が必要になる場合があります。
- ※ 自社割賦（分割販売）、レンタルは補助対象になりません。
- ※ いわゆる包括または個別クレジットの利用は、本事業の「リース利用」に該当しません。

「購入・工事タイプ」により申請を行ってください。（工事施工者が給湯省エネ事業者として、交付申請等の手続きを代行します）



## ■ 対象となる機器

以下①を満たし、②に該当しない製品が補助対象機器です。

### ① 一定の性能を満たす高効率給湯器である。

家庭用燃料電池 (エネファーム)	都市ガスやLPガス等から水素を作り、その水素と空気中の酸素の化学反応により発電するもの。エネルギーを燃やさずに直接利用するので高い発電効率が得られます。また、発電の際に発生する排熱を回収し、給湯器としての役割も果たします。
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型 給湯機 (ハイブリッド給湯機)	ヒートポンプ給湯機とガス温水機器を組み合わせたもの。 ふたつの熱源を効率的に用いることで、エコキュートより高効率な給湯が可能になります。
ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	ヒートポンプの原理を用い、夜間電力や太陽光で発電した電力を有効に利用して冷媒の圧縮・膨張サイクルによりお湯を作り、貯湯タンクに蓄えて必要なときにお湯が使えます。

※ 「エコジョーズ」「エコフィール」は補助対象外です。

「エコキュート」は、省エネ法上のトップランナー制度の対象機器である「エコキュート」のうち、2025年度の目標基準値以上であること。

### ② 補助の対象にならない機器例

- × 中古品、またはメーカーの保証の対象外である機器
- × 店舗併用住宅等に設置するもので、専ら店舗等で利用する機器
- × 倉庫、店舗等(住宅以外の用途)に設置する機器
- × 従前より省エネ性能が下がる機器
- × リフォーム工事の発注者が対象機器を購入し、その取付を給湯省エネ事業者に依頼する工事  
(いわゆる施主支給や材工分離による工事)
- × 自社が保有する住宅に自社で行うリフォーム工事や、いわゆるDIY (自ら行うリフォーム工事)

## 2-5. 給湯省エネ事業について

### ■ 対象となる期間

以下①と②が補助対象期間となり、いずれも満たす必要があります。

#### ① 契約日※1（リース契約日※2）の期間

2022年11月8日（令和4年度補正予算閣議決定日）～ 遅くとも2023年12月31日まで

※1 契約日は工事請負契約等の原契約および原契約を変更し対象製品の導入を決定した契約（変更契約等）の締結日です。

※2 本事業では、リース契約の原契約および対象機器の導入に係る仕様変更契約等をいいます。

#### ② 着工日の期間

給湯省エネ事業者における事業者登録申請日以降

※ 住宅省エネ2023キャンペーンの住宅省エネ支援事業者における登録申請日と同日です。

キャンペーンサイトの「[登録事業者の検索](#)」からも確認できます。（登録事業者が公表を希望している場合に限りです）

※ 本事業では、着工日は以下の通りとします。

着工日	購入・工事タイプ	① 新築注文住宅は、住宅の建築着工日 ② 新築分譲住宅は、住宅の引渡日 ③ リフォームは、対象機器（1台目）の設置工事の着手日 ④ 既存住宅の購入は、住宅の引渡日
	リース利用タイプ	① 新築注文住宅および新築分譲住宅の購入は、住宅の引渡日 ② リフォームは、対象機器（1台目）の設置工事の着手日

## 3. 申請手続きと注意点

**(注) 以降の資料はすべての申請パターンやすべての注意事項を網羅するものではありません。**

**本資料は代表的な申請パターンに限定していますので、詳細は各事業の制度ホームページの「申請手続きの詳細」および「交付申請の手引き」をご確認ください。**

申請にあたっては、各事業の制度ホームページの「申請手続きの詳細」および「交付申請の手引き」を熟読いただくようお願いします。



分類	申請手続きの詳細ページURL		交付申請の手引き (PDF)	
注文住宅の新築	<a href="https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/new-house/application.html">https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/new-house/application.html</a>		<a href="https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/assets/doc/kodomoeco_koufu_new_construction.pdf">https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/assets/doc/kodomoeco_koufu_new_construction.pdf</a>	
新築分譲住宅の購入	<a href="https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/housing-purchase/application.html">https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/housing-purchase/application.html</a>		<a href="https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/assets/doc/kodomoeco_koufu_for_sale.pdf">https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/assets/doc/kodomoeco_koufu_for_sale.pdf</a>	
リフォーム	<a href="https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/reform/application.html">https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/reform/application.html</a>		<a href="https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/assets/doc/kodomoeco_koufu_reform.pdf">https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/assets/doc/kodomoeco_koufu_reform.pdf</a>	



分類	申請手続きの詳細ページURL		交付申請の手引き (PDF)	
-	<a href="https://window-renovation.env.go.jp/application/">https://window-renovation.env.go.jp/application/</a>		<a href="https://window-renovation.env.go.jp/assets/doc/mado_koufu_reform.pdf">https://window-renovation.env.go.jp/assets/doc/mado_koufu_reform.pdf</a>	



分類	申請手続きの詳細ページURL		交付申請の手引き (PDF)	
購入・工事タイプ (新築注文住宅)	<a href="https://kyutou-shoene.meti.go.jp/application-1/">https://kyutou-shoene.meti.go.jp/application-1/</a>		<a href="https://kyutou-shoene.meti.go.jp/assets/doc/kyuto_koufu_K-1.pdf">https://kyutou-shoene.meti.go.jp/assets/doc/kyuto_koufu_K-1.pdf</a>	
購入・工事タイプ (リフォーム)			<a href="https://kyutou-shoene.meti.go.jp/assets/doc/kyuto_koufu_K-2.pdf">https://kyutou-shoene.meti.go.jp/assets/doc/kyuto_koufu_K-2.pdf</a>	
不動産売買契約	<a href="https://kyutou-shoene.meti.go.jp/application-2/">https://kyutou-shoene.meti.go.jp/application-2/</a>		<a href="https://kyutou-shoene.meti.go.jp/assets/doc/kyuto_koufu_K-3.pdf">https://kyutou-shoene.meti.go.jp/assets/doc/kyuto_koufu_K-3.pdf</a>	
リース利用タイプ	<a href="https://kyutou-shoene.meti.go.jp/application-3/">https://kyutou-shoene.meti.go.jp/application-3/</a>		<a href="https://kyutou-shoene.meti.go.jp/assets/doc/kyuto_koufu_L.pdf">https://kyutou-shoene.meti.go.jp/assets/doc/kyuto_koufu_L.pdf</a>	

## 3-1. 住宅省エネ支援事業者の登録

### 【3事業共通】

## 3-1. 住宅省エネ支援事業者の登録【3事業共通】

### 「こどもみらい住宅支援事業」で事業者登録が済んでいる場合

- ✓ 「こどもみらい住宅支援事業」から継続して参加する事業者の統括アカウントは、2023年1月17日に登録メールアドレスに対して自動発行されています。
- ✓ **新たにアカウント発行依頼を行うと、継続参加の扱いになりません。ただし、担当者アカウントは別途発行依頼をする必要があります（3月24日以降）。**

### 新たに事業者登録をする場合

- ✓ まず、**登録時に必ず「統括アカウント」の発行依頼を行ってください。**
- ✓ 統括アカウントとは、参加登録（事業者登録）を行った事業者が、各営業担当者の行う交付申請や補助金の受領を管理するためのアカウントです。  
**（統括アカウントは1事業者1アカウントのみ。複数の支店・営業所がある場合でも1事業者の扱いです）。**
- ✓ 以下①②の手続きを順に行うことで、各事業の事業者登録を行うことができます。

#### ① 本キャンペーンの登録事業者である「住宅省エネ支援事業者」に登録を申請します。

**必要書類：登録申請書（要押印）、印鑑証明および法人登記**

本キャンペーンの「住宅省エネポータル」（以下ポータル）から、希望する事業に対して参加を申告（書類提出は不要）

申告により登録された事業の登録申請日は、①の登録申請日と同日として取り扱います。

#### 【注意】

- ◆ こどもエコすまい支援事業は、**交付申請・交付申請の予約までに事業者登録が必要です。**
- ◆ 先進的窓リノベ事業、給湯省エネ事業は、**「事業者登録申請日」以降に着工した補助事業が対象です。**
- ◆ 国や事務局が優良な事業者として認定するものではありません。優良誤認の可能性がある広報活動を行うことはできません。

## 3-1. 住宅省エネ支援事業者の登録【3事業共通】

## アカウント発行依頼の画面イメージ

アカウント発行依頼専用ページ

<https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/entry/>

※ 添付資料のアップロードがあるのでスマホやタブレットでは申請できません。

PCでの申請をお願いします。

統括アカウント

## 住宅省エネ支援事業者登録用 アカウント発行依頼

どもみらい住宅支援事業者 ども
   窓リノベ事業者 窓
   給湯省エネ事業者 給湯

どもみらい住宅支援事業から継続して参加される事業者の方へ

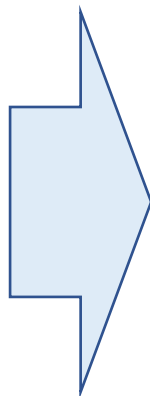
「どもみらい住宅支援事業」から継続して参加する事業者の統括アカウントは、2023年1月17日(未明)に登録メールアドレスに対して自動発行されています。

メールに記載されているログインIDにて、住宅省エネポータルへログインしてください。(ログインは[こちら](#))

こちらの画面にて、新たにアカウント発行依頼を行うと、継続参加の扱いになりませんので、ご注意ください。

※なお、担当者アカウントについては、2023年3月下旬以降に改めて発行依頼を行う必要があります。統括アカウントとは異なり、自動発行はされません。

下スクロール



## 入力画面

## 情報の入力

以下のすべての項目を入力してください。

 あなたの氏名 必須
 姓 
 名 

 メールアドレス 必須


事務局からのメールが、迷惑メールとして取り扱われる事象が報告されています。除外リストに以下のドメインを追加頂きますよう、お願い致します。

- ・●●@mail.jutaku-shoene2023.mlit.go.jp
- ・●●@jutaku-shoene2023.jp
- ・●●@kodomo-ecosumai.jp
- ・●●@window-renovation.jp
- ・●●@kyutou-shoene.jp

※住宅省エネ支援事業者として事業者登録し、3つの補助事業へ参加をすると、今後、各事業の事務局のメールアドレスより通知が届きます。

事務局からのメールの到着に、一定の時間を要する場合があります。

## 住宅省エネポータル利用規約およびプライバシーポリシー各種への同意

「住宅省エネ2023キャンペーン 住宅省エネポータル利用規約」および「プライバシーポリシー」各種をすべて読み、同意する必要があります。

※「確認する」をクリックすると、別タブで表示されます。

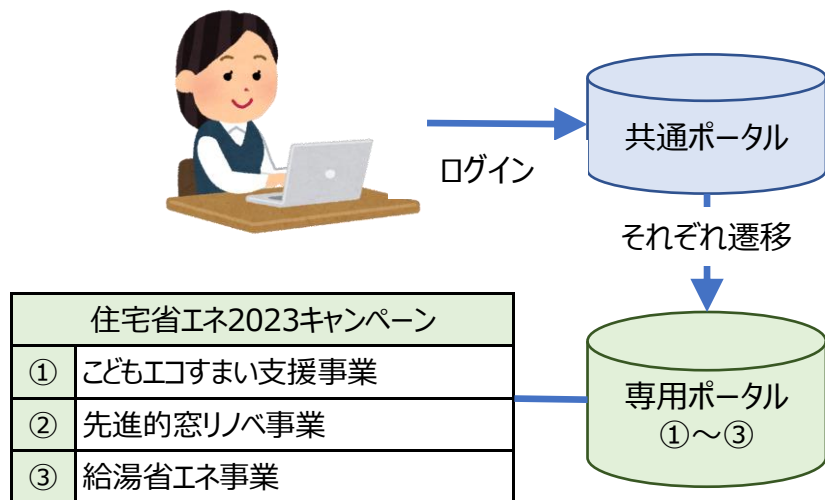
※規約、プライバシーポリシー各種を確認すると、同意事項がチェックできます。

すべてを読み、同意事項に同意した上で、確認画面へ進んでください。



## 3-1. 住宅省エネ支援事業者の登録【3事業共通】

## ポータル構成



機能のイメージ	
共通ポータル	<ul style="list-style-type: none"> <li>各専用ポータルへの入口</li> <li>事業共通情報の登録・管理 (利用者情報・事業者口座等)</li> <li>全事業の情報管理 (お知らせ、交付申請の進捗等)</li> <li>ワンストップ申請 (担当者アカウントのみ)</li> </ul>
専用ポータル	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業の事務局とのチャンネル</li> <li>共通ポータルで登録した情報の受皿 (利用者情報、交付申請)</li> <li>各事業に特化した情報管理 (お知らせ、交付申請の作成等)</li> </ul>

## 各アカウントの種類と機能

アカウントの種類	目的と利用者のイメージ
統括アカウント	本キャンペーンの参加登録 (事業者登録) を行い、各営業担当者が行う交付申請や補助金の受領を管理するためのアカウント。 <b>本社の管理部門等の担当者が取得、利用してください。 (1事業者1アカウントのみ)</b>
専用アカウント	消費者と契約し、交付申請の登録を行うためのアカウント。 <b>消費者から必要書類を集められる営業担当者等が取得し、利用してください。 (アカウント数に制限はありません)</b>

機能	統括アカウント	担当者アカウント
事業者登録	<b>登録可</b> 登録申請書 (要押印) 印鑑証明書等を提出	×
各事業への参加申告	<b>登録可</b> (書類等は不要)	×
公表情報	<b>登録可</b> (公表を希望する場合)	×
交付申請 (予約)	アカウントの連携が必要	
(完了報告)	×	<b>登録可</b> (複数登録可)
登録事業者の振込口座	<b>登録可</b> (支店単位等複数登録可)	×
入金管理	<b>全ての交付申請で可</b> (口座毎に経理担当者を設定可。 設定した場合、毎月振込通知を送付)	<b>自身が担当している交付申請のみ可</b>



## 3-1. 住宅省エネ支援事業者の登録【3事業共通】

### アカウントの連携

- ✓ **担当者アカウントは、自身で発行依頼を行う必要があります。自動発行はされません。**
- ✓ **担当者アカウントにて、交付申請の登録を行うためには、統括アカウントとの連携作業（アカウント連携）が必要です。**
- ✓ アカウント連携は、統括アカウントの共通ポータル上に発行される『登録事業者番号』と『連携用パスコード』を、担当者アカウントの共通ポータル上で入力することで完了します。

#### 管理者（本社等）

##### 統括アカウント取得時

共通ポータルで登録事業者番号、  
連携用パスコードを**取得**



#### 担当者（支店等）

##### 担当者アカウント取得時

共通ポータルで登録事業者番号、  
連携用パスコードを**入力**



登録事業者番号と連携用パスコードを外部に漏洩しない方法で担当者に伝達

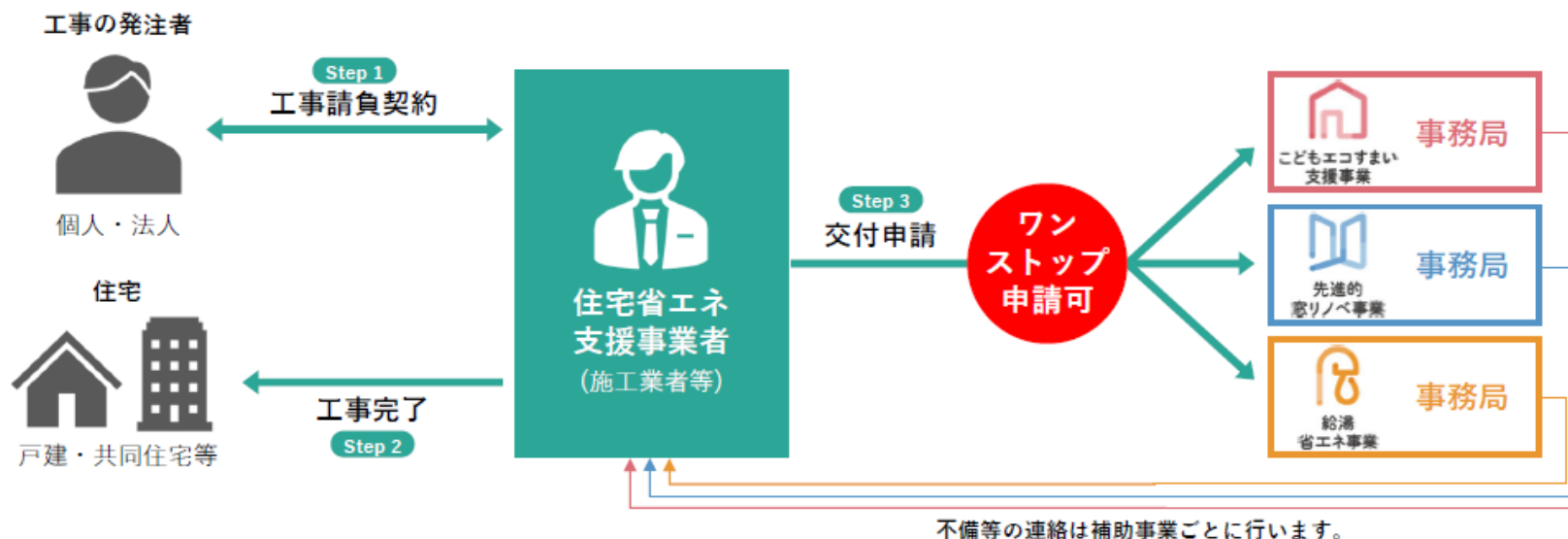
## 3-2. 複数の事業にまたがる申請（ワンストップ申請）

### 【リフォームのみ】

## 3-2. 複数の事業にまたがる申請（ワンストップ申請）【リフォームのみ】

### ワンストップ申請とは

- ✓ **同一の住宅および工事発注者におけるリフォーム工事で、高断熱窓の設置または高効率給湯器の設置を伴う場合、対象建材・設備の性能に応じて、こどもエコすまい支援事業、先進的窓リノベ事業または給湯省エネ事業の複数の事業にまたがって補助を受けられることが可能**です（同一箇所の工事や同一の設置工事は不可）。  
例）キッチンの二層ガラス窓は「こどもエコすまい支援事業」、居室の高断熱窓は「先進的窓リノベ事業」で補助 → **可**
- ✓ 各々の設備がどちらの事業で補助を受けられるかがわからない場合、『**ワンストップ申請**』を利用すると便利です。リフォーム工を行う窓の性能によっては「こどもエコすまい支援事業」よりも「先進的窓リノベ事業」においてより高い補助を受けられる場合があります。
- ✓ 実施した補助対象すべての工事の情報を登録することで、**最も有利に補助が受けられるように対象製品を振り分けて交付申請を行うことが可能**です。



## 3-2. 複数の事業にまたがる申請（ワンストップ申請）【リフォームのみ】

### こどもエコすまい支援事業における交付申請要件の緩和

同一の住宅および工事発注者におけるリフォーム工事について、先進的窓リノベ事業または給湯省エネ事業で交付決定を受けている場合、こどもエコすまい支援事業の交付申請要件について、以下①②の緩和を受けることができます。

- ① **補助額2万円以上の工事で交付申請可**（緩和前：補助額5万円以上）
- ② **必須工事がなくても交付申請可**（緩和前：開口部の断熱改修、外壁等の断熱改修、エコ住宅設備の設置のいずれか必須）

### ワンストップ申請の注意と制限

- ✓ ワンストップ申請は、**一つの工事請負契約に基づくリフォーム工事のみ利用可能**です。
- ✓ **事業者登録時に参加を申告した補助事業のみ利用可能**です。
- ✓ 提出書類は、**各補助事業ごとに定められた書類の添付が必要**です。
- ✓ ワンストップ申請の提出以降の**審査・不備等の連絡・交付決定・振込み等の手続きは、各補助事業ごと**に行います。  
（交付申請の予約をワンストップ申請で提出した場合、予約後の交付申請は、各補助事業ごとに行う必要があります。）
- ✓ **分離発注や複数受注による工事、給湯器リースではワンストップ申請を利用できません。**
- ✓ 交付申請の提出後、**不備等の訂正過程で申請内容が変わった場合、「最も補助額が高い組合せ」ではない場合があります。**
- ✓ 複数の事業を併用する場合、交付申請要件緩和の適用を確認するため、**こどもエコすまい支援事業の交付決定は、併せて申請される他事業の交付決定後**となります。（各補助事業を別々に交付申請した場合も同様）

## 3-3. 交付申請の予約（任意）

### 【3事業共通】

### 3-3. 交付申請の予約（任意） 【3事業共通】

#### 交付申請の予約

- ✓ 補助金の交付が見込まれる新築住宅の建築工事やリフォーム工事に着手した場合、交付申請の予約を行うことができます。
- ✓ 交付申請の予約を行った場合、**予約の有効期限内は、事務局が審査し、承認した補助額が予算として確保**されます。
- ✓ 交付申請の予約は**建築着工後、必要書類が揃い次第可能**です。
- ✓ なお、交付申請の予約は**任意の手続き**です（自動で予約はされません）。
- ✓ 予約を省略して交付申請することもできます。

#### 【補足】

##### ① 交付申請の予約期間

**2023年3月31日～予算上限に達するまで**

**（遅くとも2023年11月30日まで）**

※予算の執行状況により、交付申請の受付を終了した場合は同日まで

※交付申請の予約は、担当者アカウントから専用ポータル上で入力

##### ② 予約の有効期間

交付申請の予約は、**以下 a) b) のうち、いずれか早い日付まで**です。

**有効期間を超過した予約は、交付申請ステータスによらず失効**します

（事前通知は行いません）。

**a) 交付申請の予約を事務局に提出した日から3ヶ月後**

例：4月1日に提出した場合、7月2日0時に失効します。

**b) 2023年12月31日**

なお、以下の場合は、予約期間を待たずに予約は失効となります。

**c) 提出された交付申請の予約を事務局が審査した結果、要件を満たさないとして却下した日**

**d) 予約承認後、交付申請を提出した日**

- \* 有効期限を超過した予約であっても、予約期間内に再度交付申請の予約を行うことができます。また、交付期間内であれば交付申請を行うことができます。ただし、要件外として却下された交付申請の予約を除きます。

### ③ 交付申請の予約に必要な書類

交付申請の予約時には、**各事業ごとに定められた書類を交付申請の手引きで確認の上、必要書類のすべてを提出**してください。

#### 【必要書類の例】

##### こどもエコすまい支援事業 新築注文住宅の場合

- こどもエコすまい支援事業補助金 共同事業実施規約（新築用）
- 工事請負契約書の写し
- 建築基準法に基づく確認済証
- 建築主本人と世帯構成が確認できる住民票の写し
- 住宅の性能等を証明する住宅証明書等（発行受付書可）

##### 先進的窓リノベ事業の場合

- 先進的窓リノベ事業 共同実施規約
- 工事請負契約書（原契約の写し）
- 工事前写真
- 工事着手写真
- 工事発注者の本人確認書類

##### ＜工事発注者が法人の場合＞

- 法人の实在確認ができる書類

##### ＜補助額が 30 万円以上の場合＞

- 既存住宅であることが確認できる書類

##### こどもエコすまい支援事業 リフォーム（戸別）の場合

- こどもエコすまい支援事業補助金 共同実施規約（リフォーム用）
- 工事請負契約書
- 工事前写真（補助対象個所全て）
- 工事着手写真（契約工事のいずれかの工事の着手が確認できるもの。1枚で可）
- 建築主本人と世帯構成が確認できる住民票の写し

##### ＜補助上限の引き上げを受けない場合＞

- 工事発注者(法人の担当者含む)の本人確認書類

##### ＜工事発注者が法人の場合＞

- 法人の实在確認ができる書類

##### ＜子育て世帯又は若者夫婦世帯に該当し、補助上限の引き上げを受ける場合＞

- 工事発注者本人と世帯構成が確認ができる住民票(世帯票)の写し等

##### ＜既存住宅購入が伴い、補助上限の引き上げを受ける場合＞

- 不動産売買契約書
- 建物の不動産登記全部事項証明書

##### ＜安心R住宅の購入が伴い、補助上限の引き上げを受ける場合＞

- ※子育て世帯又は若者夫婦世帯に該当しない場合のみ
- 安心R住宅調査報告書の写し

## 必要書類をアップロードする際の共通の注意事項

### 【補足】

#### アップロードするファイルについての注意事項

- ◆ **1ファイルあたり5MB以下**としてください。(必要に応じて分割してください。)
- ◆ ファイル形式は**JPEG、GIF、PNG、PDFのいずれか**です。
- ◆ **天地が正しく保存されたファイル**を添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります。)
- ◆ **文字が鮮明に読めるファイル**を添付してください。(不鮮明な書類は受理されないことがあります。)
- ◆ **添付タイプごとに保存**してください。(「共同事業実施規約」と「契約書」を1つのPDFで保存することは不可)



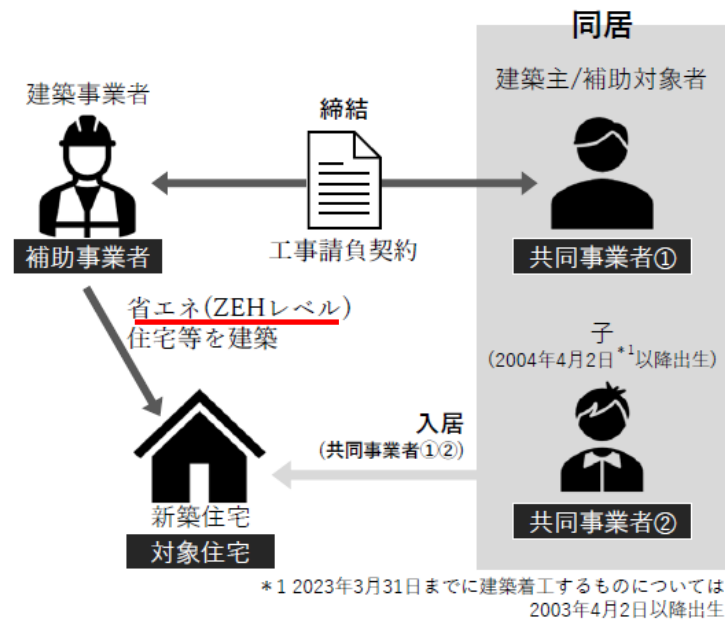
### 3-3. こどもエコすまい支援事業の申請 【新築注文住宅】

申し訳ありませんが、説明時間の都合上  
「新築分譲住宅の購入」タイプは割愛します。

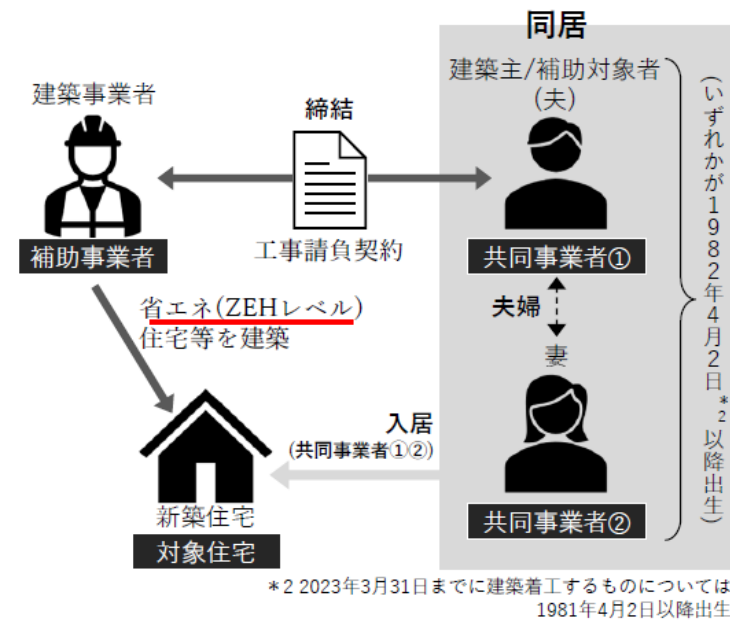
### 3-4. こどもエコすまい支援事業の申請【新築】

新築住宅の建築事業者(補助事業者)が、新築住宅を建築する子育て世帯または若者夫婦世帯（共同事業者）の委託を受けて、補助金の申請及び交付を受けるものです。「子育て世帯」と「若者夫婦世帯」における事業のイメージは以下のとおりです。

《子育て世帯が交付申請するイメージ》



《若者夫婦世帯が交付申請するイメージ》



### 3-4. こどもエコすまい支援事業の申請【新築】

申請・報告に必要な書類および申請後に出力できる書類は以下の通りです（下記は**交付を受けた年度の終了後5年間の保管義務**があります）。  
申請はポータル上で画面通りに入力すれば結構ですので、ここでは**順番の5から10までの「交付申請に必要な提出書類」の概要について説明**します。

順番	資料名						
	1	様式 2	交付申請書（ポータルでの申請後に出力）				手続きの進捗に応じて本事業の専用ポータルからダウンロード可能 (本資料では割愛)
2	様式 5	交付決定通知書 * 1					
3	様式 6	実績報告書(兼、請求書)					
4	様式 7	交付額確定通知書 * 1					
	交付申請の提出書類		提出			(1) ~ (6) について、本資料で概要を説明します	
			予約有り		予約なし 交付申請		スキャン
			予約時	予約後 交付申請			
5		(1) 工事請負契約書	●	—	●		カラー
6		(2) 共同事業実施規約	●	—	●		カラー
7		(3) 建築基準法に基づく確認済証	●	—	●		白黒可
8		(4) 工事出来高確認書	—	●	●		カラー
9	(5) 共同事業者の同居が確認できる住民票	●	—	●	白黒可		
10	(6) 住宅の性能を証明する住宅証明書等	●	—	●	白黒可		
	完了報告の提出書類					本資料では割愛	
11		建築基準法に基づく検査済証	—	●	●		白黒可
12		共同事業者の新築住宅への入居が確認できる住民票	—	●	●		白黒可
13	その他、交付申請時に提出を求められた書類						

\* 1 本補助金の交付を受けた共同事業者が確定申告の際に提出を求められることがあります。必要に応じて共同事業者に配布してください（確定申告の詳細は税務署にご確認ください。事務局は書類の再発行には応じられません。）

## 3-4. こどもエコすまい支援事業の申請 【新築】

### (1) 工事請負契約の締結：予約時または予約のない交付申請時

工事請負契約書は、以下のすべてが記載されていることが必要です

- ① 工事請負契約の**原契約**であること(変更契約は不可)
- ② 工事請負契約の**締結日の記載があり、建築着工前**であること
- ③ 工事場所の記載があり、**新築する住宅の所在地と一致**すること
- ④ **工事発注者（注文者）の記名・押印**があり、工事発注者が「**共同事業者**」であること（記名が自署の場合は押印無しでも可）
- ⑤ **工事請負者（受注者）の記名・押印**があり、工事請負者が「**補助事業者**」であること
- ⑥ 以下の項目が確認できること
  - ・ **新築工事**
  - ・ **工事代金**

#### 工事請負契約書のイメージ

収入印紙		建築工事請負契約書	
注文者	住毎 太郎 (以下、甲) と	1. 工事名	〇〇〇〇新築工事
請負者	株式会社〇〇工務店 (以下、乙) とは	2. 工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町 0-0-0
この契約書に従い添付の設計図書、明細の通り工事請負契約を締結する		3. 建築面積	床面積 延
1. 工事内容		4. 工期	着手 契約の日から 〇〇 日以内 工事許可の日から 〇〇 日以内 金銭 〇〇年〇〇月〇〇日 完成 着手の日から 〇〇 日以内 金銭 〇〇年〇〇月〇〇日
6. 引渡し時期		5. 引渡し時期	着手の日から 〇〇 日以内
7. 請負代金の額		7. 請負代金の額	金 00,000,000 (うち消費税 0,000,000)
8. 支払方法		8. 支払方法	甲は請負代金を次のように乙に支払う
この契約成立のとき		この契約成立のとき	金銭 〇〇年〇〇月〇〇日
部分払い 第一回		部分払い 第一回	住所 〇〇県〇〇市〇〇町 0-0-0 注文者 住毎 太郎
部分払い 第二回		部分払い 第二回	住所 〇〇県〇〇市〇〇町 0-0-0 請負者 株式会社〇〇工務店
完成引渡しするとき		完成引渡しするとき	00,000,000

9. 甲と乙は互いに協力して義務を守り忠実にこの契約を履行する旨又は仕様が明記されていないものについては双方協議して定める。但し軽微なるものについては注文者の指示に従うものとする

10. 乙は工事に支障を及ぼす天候の不具合その他、乙の意図に非ざる事由により工事期間内に工事を完成することができない場合は遅延なく甲にその理由を申し立て、工事期間の延長を求める事が出来る

11. 乙は工事物件の引き渡しは自己の費用を以て契約の目的工事材料その他工事の施工に關する損害並びに第三者に対する損害の防止に必要な処置をしなければならぬ

12. 甲は、目的物に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。但し、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない

13. この工事に定めのない事項については必要に応じて双方協議して定める工事物件の引き渡し時期は天災その他事故なき限り第5条の通りとし、請負代金の全額支払いと同時とする

14. (特約条項)

この契約の証として本書2通を作り当事者が記名捺印して各自1通を保有する

#### 【補足】

下記の場合は条件がありますので、「**交付申請の手引き**」を必ずご確認ください。

- ◆ 契約書ではなく「**注文書**」と「**注文請書**」のセットによる契約締結
- ◆ 工事請負契約（注文書・注文請書を含む）の**電子契約**
- ◆ 複数の建築事業者に工事を分割して発注する**分離発注**

## 3-4. こどもエコすまい支援事業の申請 【新築】

### (2) 共同事業実施規約の締結：予約時または予約のない交付申請時

- ✓ こどもエコすまい支援事業は、**対象住宅の建築主（共同事業者）への補助金の還元を行う**、こどもエコすまい支援事業者である**建築事業者（補助事業者）が、交付申請等の手続きおよび補助金の受取りを代表して行う**こととしています（建築主や同居者は申請できません）。
- ✓ 交付申請（予約を含む）にあたっては、共同事業実施規約の締結と提出が必要です。

共同実施規約は、以下の項目すべてが満たされていることが必要です。

- 1 規約の締結日が記入されていること
- 2 i) 建築事業者の住所、事業者名、代表者氏名が記入され、**押印**（法人は法人印。個人事業主は実印）されていること  
ii) **補助事業者【甲】と一致**すること
- 3 i) 建築主の住所、氏名が記入され、**押印（または自署による署名）**されていること  
ii) **共同事業者【乙】と一致**すること
- 4 i) 建築主と**同居する子または配偶者等の氏名が記入**され、**締結時点での同居状況にチェック**されていること  
ii) **共同事業者【丙】と一致**すること

甲及び乙は、本規約を2通作成し、各1通ずつ記名・押印の上、それぞれ通を1通ずつ、その写しを事務局に提出するものとする。

作成日：令和5年5月10日

【甲】建築事業者又は販売事業者**	【乙】建築主又は購入者
住所 〒100-9999 東京都千代田区麹町1丁目203番1号	住所 〒100-×××× 東京都港区△△町1-1-1
事業者名 株式会社こどもエコすまい【甲】	氏名** 注文 太郎
代表者氏名** 住宅 すまい	氏名** 注文 花子
	【丙①】** *乙が記名 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居（住宅の完成日）【丙①】
	氏名 注文 花子
	【丙②】** *乙が記名 住所 <input type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居（住宅の完成日）【丙②】
	氏名

\*\*1：請負契約。若しくは、売買契約の締結者として書面記入及び捺印を要する（個人事業主は例外）とする。

#### 【補足】

共同事業実施規約は事務局指定様式です。  
「申請手続きの詳細」ページからダウンロードできます。



<https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/new-house/application.html>

## 3-4. こどもエコすまい支援事業の申請 【新築】

### (3) 建築基準法に基づく確認済証の入手：予約時または予約のない交付申請時

確認済証は、以下のすべてを満たしていることが必要です

- ① **建築基準法第6条第1項もしくは第6条の2第1項の規定による確認済証**であること
- ② **「建物の用途」が「一戸建ての住宅」「共同住宅」「長屋」のいずれか**であること  
(「寄宿舍」「老人ホーム」「老人福祉施設」「倉庫」「旅館」等は不可)
- ③ **「工事種別」が「新築」**であること (増築、改築、大規模の修繕等によるものは原則不可)
- ④ 「建物の所在地」が**新築する住宅の所在地と一致**すること
- ⑤ 住戸の延べ面積の申請部分が**50㎡以上**であること

【建築確認が不要な地域の場合】

下記のいずれかを提出してください。

- 都道府県(市区町村)の**受領印がある建築基準法に基づく建築工事届**
- 都道府県(市区町村)の**受領印がない建築基準法に基づく建築工事届および発行印のある建築工事届証明願**

【補足】

#### ■ 確認済証における「増築」「改築」について

別棟の建築等、建築確認上「増築」と扱われる住宅であっても、建築された当該建物が住宅瑕疵担保履行法の資力担保措置等に準ずる新築住宅と確認できる場合、対象となる場合があります。その場合は建築確認申請書の<すべての面>を提出してください。

なお、建築確認申請書と住宅瑕疵担保履行法上の扱いが異なる場合は、事務局にご相談ください。(別途、住宅瑕疵担保責任保険の保険証券等を求める場合があります。)

#### ■ 確認済証で要件の確認ができない

確認済証の内容は発行機関により異なるため、「工事種別(新築)」「延床面積」の記載がない書類が発行される場合があります。

その際は、確認済証と併せて、建築確認申請書の<すべての面>を提出してください。

また、併用住宅で確認済証から住宅部分の面積が判別できない場合も同様に建築確認申請書の<すべての面>を提出してください。



## 3-4. こどもエコすまい支援事業の申請【新築】

### (4) こどもエコすまい支援事業補助金工事出来高確認書の作成 ： 交付申請時

こどもエコすまい支援事業補助金工事出来高確認書は、以下のすべてを満たしている必要があります

- ① 証明を行った**建築士の情報**に記入漏れがないこと
- ② **対象となる住宅の所在地**が記載されていること
- ③ **建築着工日**が記載されていること
- ④ **工事完了(予定)日**が記載されていること
- ⑤ **対象工事の着手(予定)日が2022年11月8日以降**であること
- ⑥ **住宅の立地にチェック**があること
- ⑦ **都市再生特別措置法による公表の有無**のいずれかにチェックがあること
- ⑧ **出来高の報告**に記入漏れがないこと
- ⑨ **異なる角度から撮影した2枚以上の工事状況写真**が提出されていること
- ⑩ 提出する写真に**工事写真用看板**が映っていること

【補足】 工事出来高確認書は事務局指定様式です  
「申請手続きの詳細」ページからダウンロードできます

<https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/new-house/application.html>



#### 【補足】

- ⑨および⑩の出来高工事写真の撮影について  
出来高工事写真の撮影にあたり、**異なる角度から少なくとも2枚以上の写真**を撮影してください。撮影にあたり、「**確認した日付**」と「**工事場所又は邸名**」を記載した**工事写真用看板※**を設置してください。

出来高工事写真のイメージ



※ 工事写真用看板は、電子黒板でもかまいません。ただし、信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するアプリケーションを使用し、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会が提供する「デジタル工事写真信憑性チェックツール」により撮影日が検証できることを前提とします。

- ⑧の出来高について  
工事請負契約書に含まれる費用であっても、地盤改良、古家の除却、外構工事等は認められません。詳細は交付申請の手引きをご確認ください。

## 3-4. こどもエコすまい支援事業の申請【新築】

### (4) こどもエコすまい支援事業補助金工事出来高確認書の作成 (続き)

「工事出来高確認書」により一定の出来高が確認できれば、交付申請を行うことができます。資格を有する建築士が現地を確認して「工事出来高確認書」を提出してください。

#### ① 出来高の工事完了

本事業において、出来高の工事完了とは、**以下 a) または b)** のいずれかをいいます。

- a) **基礎工事** (杭基礎の場合は杭工事) の完了
- b) **住戸あたりの補助額に総戸数※1を乗じた金額以上の出来高の工事完了**

$$\text{建築主との建築工事の契約金額 (税込)} \times \text{出来高 (\%)} \geq \text{住戸あたりの補助額 (100万円)} \times \text{総戸数} \times 1$$

※1 戸建は、1住戸です。共同住宅等は、当該住棟の全住戸数 (申請しない住戸を含む) です。

#### ② 工事出来高の確認

工事出来高の確認は、以下の手順で行ってください。

- 手順1: **建築士自身が現地で工事の進捗を確認**
- 手順2: 一定の出来高以上の工事完了が確認できる**写真**を撮影
- 手順3: 出来高工事写真を添付して、工事出来高確認書を作成

### 《工事出来高確認書のイメージ》

#### 【補足】

1つの建物に2住戸を有する住宅 (いわゆる二世帯住宅) の出来高の工事完了については、①のb) で工事の出来高を確認する場合、以下の通りです。

※ b) における例

- ・二世帯住宅1棟の建設費：8千万円
- ・総戸数：2戸の場合

出来高が200万円以上で補助額以上の工事完了とみなす  
※パーセンテージで2.5%以上  
(出来高 $\geq$ (100万円 $\times$ 2戸) $\div$ 8千万円)





## 3-4. こどもエコすまい支援事業の申請 【新築】

### (5) 建築主本人と世帯構成が確認できる住民票の写しの入手：予約時または予約のない交付申請時

住民票（世帯票）の写しは、以下のすべてを満たしていることが必要です

- ① 世帯内に**建築主（共同事業者【乙】）の「氏名」**があること
- ② 世帯内に「生年月日」が**2004年4月2日以降の子**、もしくは**どちらかの「生年月日」が1982年4月2日以降の夫婦（共同事業者【丙】）**が含まれること
  - ※ 2023年3月31日までに建築着工するものについては、「生年月日」が2003年4月2日以降の子、もしくはどちらかの「生年月日」が1981年4月2日以降の夫婦(共同事業者【丙】)が含まれること
- ③ **2022年11月8日以降に発行**されたものであること

#### 【補足】

- 住民票の記載内容について
  - 市区町村の窓口にて以下の内容で発行を依頼してください。
    - ① **世帯全員分**
    - ② **続柄記載あり**
    - ③ **マイナンバー記載なし（記載があるものは受理できません）**
    - ④ **本籍記載なし**
  - ※ 提出する住民票の写しは、個票でも構いません。それぞれの住民票の写しに記載された住所により同居を確認します。
- 交付申請時の同居について
  - 交付申請時に同居していない子や若者夫婦等が、新築住宅において同居する場合も対象になりますが、完了報告時に提出する住民票で同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び補助金の返還を求められることがあります。**
  - なお、**交付申請時点で同居していない場合でも、共同で交付申請する子や若者夫婦の住民票についても提出が必要です。**

## 3-4. こどもエコすまい支援事業の申請 【新築】

### (6) 住宅の性能を証明する住宅証明書等の入手：予約時または交付申請時

以下の書類が対象です。

発行元や詳細条件は「交付申請の手引き」をご確認いただき、発行方法については登録住宅性能評価機関等にご確認ください。

- ① **BELS評価書**(**ZEマーク/ZEH-Mマーク**が表記)
- ② **設計住宅性能評価書または建設住宅性能評価書** (**断熱等性能等級5以上 かつ 一次エネルギー消費量等級6**)
- ③ **長期優良住宅建築等計画認定通知書** (予約時：長期使用構造等である旨の確認書でも可)
- ④ **低炭素建築物新築等計画認定通知書** (予約時：低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証でも可)
- ⑤ **性能向上計画認定通知書** (予約時：性能向上計画に係る技術的審査適合証でも可)
- ⑥ **フラット35S適合証明書及び「竣工現場検査申請書・適合証明申請書」** (すべての面) または **フラット35S設計検査に関する通知書 及び 設計検査申請書** (すべての面)

#### 【補足】

- 証明書の入手にはそれぞれ発行手数料が必要です。手数料は、各機関等にお問い合わせください。
- 共同住宅等において、対象住宅を含む住棟全体で評価された住宅の対象住宅証明書等でも、要件を満たす場合は有効となります。
- **住宅証明書は、補助金の交付を約束するものではありません。**  
(他の要件を満たさない場合、交付申請期限に間に合わない場合等)
- ①、②、⑥の証明書について  
予約時において各証明書の発行依頼を行っている場合で、**本事業用の「【新築】ZEHレベルの省エネ性能を証明する書類の発行受付書」の発行が受けられる場合、交付申請の予約を行うことができます** (引受承諾書等は不可)。  
ただし、**交付申請時には各証明書の提出が必要です。**  
なお、登録住宅性能評価機関等によっては、本事業用の発行受付書の発行を行っていないことがあります。予め登録住宅性能評価機関等にご確認ください。

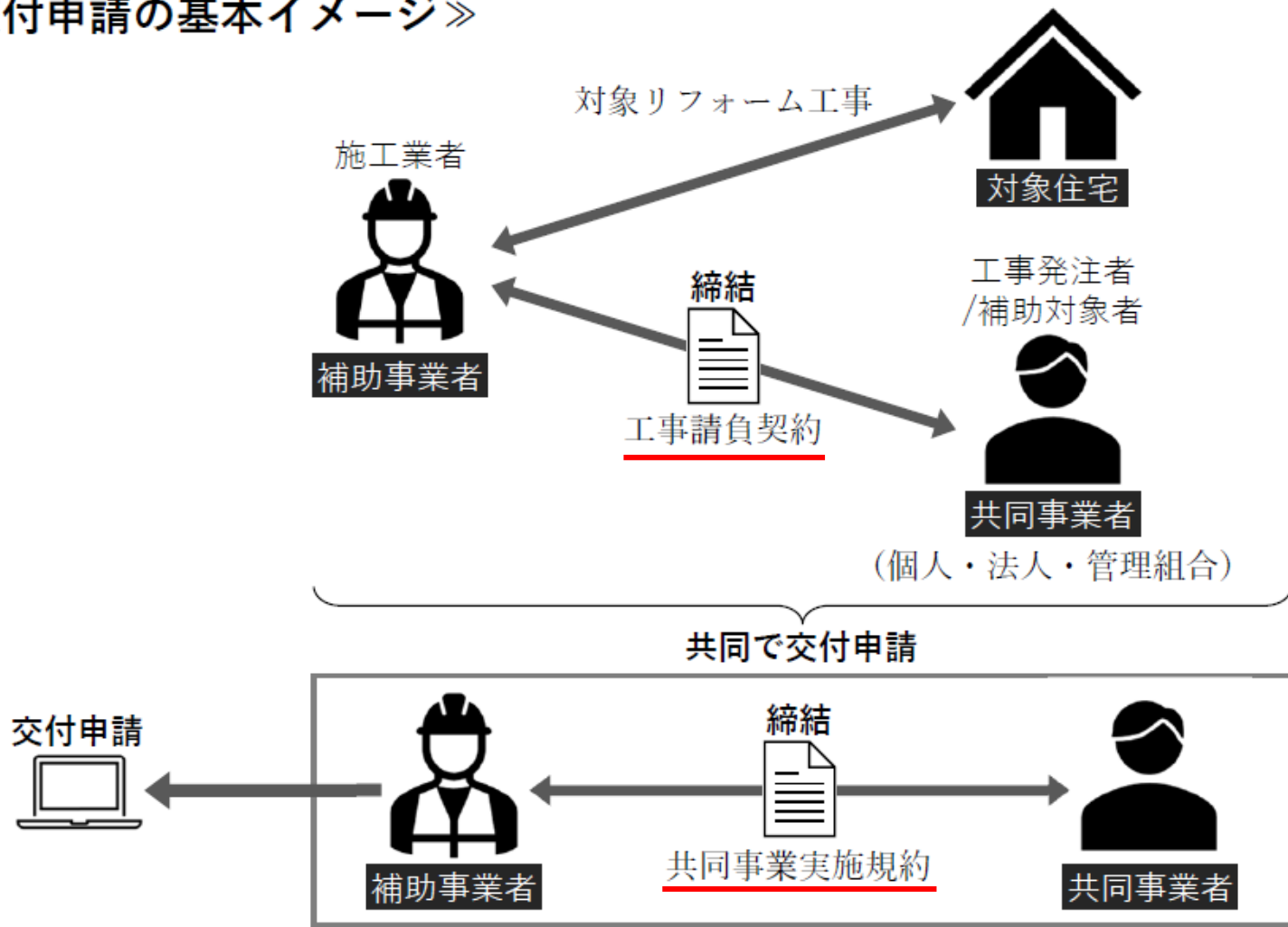
## 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請 【 リフォーム（戸別） 】

申し訳ありませんが、説明時間の都合上  
リフォーム一括タイプは割愛します。

### 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

本事業は、**リフォーム工事の施工業者である補助事業者がリフォーム工事を発注する住宅の所有者等(共同事業者)の委託を受けて補助金の申請及び交付を受ける**ものです。リフォームにおける事業のイメージは以下のとおりです。

#### 《リフォーム交付申請の基本イメージ》



### 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

申請・報告に必要な書類および申請後に出力できる書類は以下の通りです（下記は**交付を受けた年度の終了後5年間の保管義務**があります）。

申請はポータル上で画面通りに入力すれば結構ですので、ここでは**順番の5から15までの「交付申請に必要な提出書類」の概要について説明**します。

順番	資料名				提出	スキャン	
	様式	内容	予約時	予約後 交付申請			予約なし
1	様式 2	交付申請書（ポータルでの申請後に出力）				手続きの進捗に応じて本事業の専用ポータルからダウンロード可能 （本資料では割愛）	
2	様式 5	交付決定通知書 * 1					
3	様式 6	実績報告書(兼、請求書)					
4	様式 7	交付額確定通知書 * 1					
		交付申請の提出書類					
5		(1) 工事請負契約書	●	-	●	カラー	(1)～(11)について、本資料で概要を説明します
6		(2) 共同事業実施規約	●	-	●	カラー	
7		(3) 対象工事内容に応じた性能を証明する書類等	-	●	●	白黒可	
8		(4) 対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事中/工事後)	-	●	●	カラー	
		工事前写真(工事前写真が必要となる補助対象の箇所すべて)	●	-	●	カラー	
		工事後写真(工事後写真が必要となる補助対象の箇所すべて)	-	●	●		
		工事着工写真(契約対象のいずれかの工事の着手が確認できるもの)	●	-	-	カラー	
		<b>補助上限の引き上げを受けない場合</b>					
9		(5) 工事発注者(法人の担当者含む)の本人確認書類	○	-	○	カラー	
10		(6) <工事発注者が法人の場合> 法人の实在確認ができる書類	○	-	○	白黒可	
		<b>子育て世帯または若者夫婦世帯に該当し、補助上限の引き上げを受ける場合</b>					
11		(7) 工事発注者本人と世帯構成が確認できる住民票(世帯票)の写し等	○	-	○	白黒可	
		<b>既存住宅購入が伴い、補助上限の引き上げを受ける場合</b>					
12		(8) 不動産売買契約書	○	-	○	カラー	
13		(9) 建物の不動産登記全部事項証明書	○	-	○	白黒可	
14		(10) 工事発注者が購入した既存住宅に入居が確認できる住民票の写し	-	○	○	白黒可	
15		(11) <安心R住宅の購入が伴い、補助上限の引き上げを受ける場合> ※子育て世帯又は若者夫婦世帯に該当しない場合のみ 安心R住宅調査報告書の写し	○	-	○	カラー	
16		その他、交付申請時に提出を求められた書類					

※「●」は必須、「○」は該当する場合に提出してください。なお、申請内容に応じて、事務局から追加書類の提出を求められることがあります。

## 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

### (1) 工事請負契約の締結：予約時または予約のない交付申請時

工事請負契約書は、以下のすべてが記載されていることが必要です

- ① 工事請負契約の**原契約**であること(変更契約は不可)
- ② 工事請負契約の**締結日の記載があり、工事着手前**であること
- ③ 工事場所の記載があり、**リフォーム工事を行った住宅の所在地と一致**すること
- ④ **工事発注者（注文者）の記名・押印**があり、工事発注者が「**共同事業者**」であること（記名が自署の場合は押印無しでも可）
- ⑤ **工事請負者（受注者）の記名・押印**があり、工事請負者が「**補助事業者**」であること
- ⑥ 以下の項目が確認できること
  - ・ **リフォーム工事**
  - ・ **工事代金**

#### 【補足】

(一社)リフォーム推進協議会のホームページで「住宅リフォーム工事請負契約書」を入手できます。

<https://www.j-reform.com/publish/shosiki.html>



#### 工事請負契約書のイメージ

令和〇年〇月〇日

収入印紙 住宅リフォーム  
工事請負契約書

この契約書に従い、添付の設計図書、明細の通り工事請負契約を締結する

注文者名(甲) 住専 太郎 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

工事名称 住専各部 断熱改修工事

工事場所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

工 期 令和〇年〇月〇日より 令和〇年〇月〇日まで

1. 請負金額 金 0,000,000 円(税込)

2. 工事内訳

工事項目	額 変 (仕様)	小 計
1. 内窓設置	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
2. 断熱改修	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
3. その他	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
4. 解体・廃棄物処理費	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
備考欄		
	工事価格(税抜)	0,000,000
	消費税	000,000
	合 計(税込)	0,000,000

3. 支払方法

前払金( )	金	円(税込)
部分払( )	金	円(税込)
竣工払(工事完了確認後 30 日以内)	金	0,000,000 円(税込)
	金	円(税込)

請負者名(乙) 株式会社 〇〇工務店

代表者名 〇〇 建夫

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町 0-0-0 TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

\*請負条件：工事時の電気・水道・ガスについては、お見積り金額の使用させていただきます。また本工事とは見えない部分などの状況により、施工内容、並びに工事金額に予断できない変更が生じる場合がありますので、ご了承くださるようお願いいたします。

■この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を保存する。  
※この書類は大切に保管してください。



## 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

## (1) 工事請負契約の締結（続き）

## 【注意】

下記の場合は条件がありますので、「交付申請の手引き」を必ずご確認ください。

## ◆ 「注文書」と「注文請書」のセットによる契約締結

工事請負契約を、注文書及び注文請書(請書)を取り交わすことで締結したリフォーム工事についても対象になります。

ただし、それぞれの書類について、**右記の確認事項のすべてが確認できるものに限り**ます。

なお、契約締結日は請書の日付(請負日)とします。

## ◆ 工事請負契約（注文書・注文請書を含む）の電子契約

## ◆ 複数の施工業者に工事を分割して発注する分離発注

## 「注文書」と「注文請書」のセットによる契約締結の注意点

## 《注文書》

入手 工事発注者(共同事業者)

注文書

株式会社〇〇工務店 御中

住所 〇〇市〇〇区〇〇-〇-〇

注文者 (印) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注文書 No. 〇〇〇〇〇〇〇〇

工事名 〇〇〇〇改修工事

工事場所 〇〇〇〇市〇〇区〇〇-〇-〇

金額 ¥000000000

No.	品名	数量	単価	金額	備考
1	断熱改修工事	式 1	0,000,000	0,000,000	
2	設備工事	式 1	0,000,000	0,000,000	

## 《注文請書(請書)》

入手 施工業者(補助事業者)

請書

住居 太郎 御中

住所 〇〇市〇〇区〇〇-〇-〇

請負者 (印) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

請負日 〇〇年〇〇月〇〇日

注文書 No. 〇〇〇〇〇〇〇〇

工事名 〇〇〇〇改修工事

工事場所 〇〇〇〇市〇〇区〇〇-〇-〇

金額 ¥000000000

No.	品名	数量	単価	金額	備考
1	断熱改修工事	式 1	0,000,000	0,000,000	
2	設備工事	式 1	0,000,000	0,000,000	

+

必ずセットで  
提出

注文者(工事発注者)が施工業者に対して、工事の発注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限り

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 注文日
- ② 工事場所(=リフォーム工事をを行った住宅の所在地と一致)  
※注文者欄の住所が住宅の所在地である場合、記載不要
- ③ 注文者(工事発注者)の署名又は記名・押印
- ④ 請負者(施工業者)の事業者名(個人の場合、氏名)
- ⑤ リフォーム工事を含んだ契約であることが分かる記述
- ⑥ 注文した工事の金額

施工業者が注文者(工事発注者)に対して、工事の受注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限り

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 請負日(=契約締結日)
- ② 工事場所(=リフォーム工事をを行った住宅の所在地と一致)
- ③ 注文者(工事発注者)の氏名
- ④ 請負者(施工業者)の事業者名(個人の場合、氏名)と押印
- ⑤ 注文書に記載された工事の請書であることが分かる記述(書類の管理番号や工事名称等の一致で確認できる等)
- ⑥ 請け負った工事の金額(注文書の金額と一致すること)

## 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請 【リフォーム（戸別）】

## (2) 共同事業実施規約の締結：予約時または予約のない交付申請時

- ✓ こどもエコすまい支援事業は、**対象住宅の工事発注者（共同事業者）への補助金の還元を行う**、こどもエコすまい支援事業者である**施工業者（補助事業者）が、交付申請等の手続きおよび補助金の受取りを代表して行う**こととしています（工事発注者や同居者は申請できません）。
- ✓ 交付申請（予約を含む）にあたっては、共同事業実施規約の締結と提出が必要です。

共同実施規約は、以下の項目すべてが満たされている必要があります。

① 規約の締結日が記入されていること

- ② i) 施工業者の住所、事業者名、代表者氏名が記入され、**押印（法人は法人印。個人事業主は実印）**されていること。  
ii) **補助事業者【甲】と一致**すること

甲及び乙は、本規約を2通作成し、それぞれ1通を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。

作成日：令和 5年 〇月 〇日	
【甲】工事施工者（受注者） <sup>※1</sup>	【乙】工事発注者
住所 〒100-9999 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	住所 〒100-×××× 東京都港区△△町1-1
事業者名 株式会社こどもエコすまい	氏名 <sup>※2</sup> 注文 太郎
代表者氏名 <sup>※2</sup> 住宅 すまい	【丙①】 <sup>※※※</sup> *乙が記名 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居（リフォーム）
	氏名 注文 花子
	【丙②】 <sup>※※※</sup> *乙が記名 住所 <input type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居（リフォーム）
	氏名

- ③ i) 工事発注者の住所、氏名が記入され、**押印（または自署による署名）**されていること  
ii) **共同事業者【乙】と一致**すること

【子育て世帯又は若者夫婦世帯として補助上限の引き上げを受ける場合】

- ④ i) 工事発注者と**同居する子または配偶者等の氏名**が記入され、締結時点での同居状況に**チェック**されていること  
ii) **共同事業者【丙】と一致**すること

【補足】共同実施規約は事務局指定様式です  
「申請手続きの詳細」ページからダウンロードできます

<https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/reform/application.html>





## 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

## (3) 対象工事内容に応じた性能を証明する書類等：交付申請時

対象工事を証明する書類は、工事の内容により提出書類や発行元が異なります。  
下の表を参照し、正しい書類を準備してください。

工事内容		書類名	発行元
開口部の改修	開口部の断熱改修(断熱等)	㊦性能証明書	建材メーカー
	防犯性の向上に資する開口部の改修(防犯)		
	生活騒音への配慮に資する開口部の改修(防音)		
	防災性の向上に資する開口部の改修(防災)		
外壁、屋根・天井または床の断熱改修	ボード系・マット系/ 畳床用	㊧納品証明書	施工業者に納品した販売店等 * 1
	吹込み・吹付け	㊨施工証明書	工事を実施する吹込み、吹付けの施工業者
エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム	㊩性能証明書	建材メーカー等
	高断熱浴槽		
	節水型トイレ	㊫納品書の写し	施工業者に納品した販売店等 * 1
	節湯水栓		
	高効率給湯器	㊬納品書の写しまたは保証書の写し または銘板ラベル写真	施工業者に納品した販売店等 * 1 または施工業者
	蓄電池	㊭出荷証明書または保証書の写し	建材メーカー

\* 1 メーカーや卸売業者も含む

## 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

## (3) 対象工事内容に応じた性能を証明する書類等（続き）

工事内容		書類名	発行元	
子育て対応改修	家事負担の軽減に資する住宅設備	ビルトイン食器洗機	㊦納品書の写し	施工業者に納品した販売店等*1
		掃除しやすいレンジフード		
		ビルトイン自動調理対応コンロ		
		浴室乾燥機		
	宅配ボックス	㊩性能証明書	建材メーカー等	
	キッチンセットの交換を伴う対面化改修	㊧平面図・立面図(工事後)	施工業者	
バリアフリー改修	手すりの設置	※証明書類の提出は不要 (工事前後の写真が必要)	-	
	段差解消			
	廊下幅等の拡張			
	衝撃緩和畳の設置	㊨性能証明書	建材メーカー等	
空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置		㊦納品書の写し	施工業者に納品した販売店等*1	
リフォーム瑕疵保険等への加入		㊰リフォーム瑕疵保険の保険証券 または保険付保証書	住宅瑕疵担保責任保険法人 (加入者である施工業者宛に発行)	

\*1 メーカーや卸売業者も含む

## 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

## (3) 対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ㊦性能証明書：開口部の改修（断熱・防犯・防音・防災）

必ず建材メーカーが発行する性能証明書を提出してください。入手方法は、製品や建材メーカーにより異なりますので、個別に問い合わせを行ってください。

確認事項(①～⑤のすべてを満たすこと)

① 本事業名の記載があること

使用される型番が異なるため、こどもみらい住宅支援事業用等、**他事業用のものは利用できません。**

③ 製品型番（予め本事業に登録された型番に限る。）の記載があること

④ 事業者名(メーカー名)の記載があること

⑤ 書類番号(通し番号)の記載があること

< 住宅省エネ2023キャンペーン >

① **こどもエコすまい支援事業**  
- 先進的窓リノベ事業

② **内窓**  
断熱等 + 防音

性能証明書

— 注意事項 —

■「住宅省エネ2023キャンペーン」は、国土交通省の「こどもエコすまい支援事業」と、経済産業省および環境省の「先進的窓リノベ事業」が実施する住宅の省エネ化への支援策の総称であり、本証明書は、両事業共通の性能証明書です。(※)

また国土交通省の「こどもみらい住宅支援事業」の交付申請時の性能証明書としても提出可能です。

※製品型番によって申請できる事業が限られる場合があります。  
※設置する住宅の種別や地域によって「断熱改修基準」を満たさない場合、必須工事（断熱改修またはエコ住宅設備の設置）を一緒に行う場合、「防音性向上改修」として対象になります。  
※設置する住宅の種別や地域によって補助額が異なります。

③ 製品型番： ABC123123AM

■製品詳細

日射熱取得率

④ 事業者名(メーカー名)： ABC工業株式会社

⑤ 書類番号(通し番号)： 000123

■組立事業者名： XYZ株式会社

② 製品区分と補助対象となる機能の記載があること

製品と機能	ガラス	内窓	外窓	ドア
断熱等	○	—	○	○
防犯	—	—	○	○
防音	○	—	○	○
防災	○	—	○	—
断熱等&防犯	—	—	△※1	△※1
断熱等&防音	—	△※1	—	—
断熱等&防災	△※1	—	△※1	—

※1「省エネ基準による地域区分」に該当する地域に立地しない住宅は省エネ性能を満たしません。(他に必須工事を行っていない場合、補助の対象になりません)

## 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請 【リフォーム（戸別）】

## (3) 対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ①性能証明書：太陽熱利用システム / 高断熱浴槽 / 宅配ボックス

必ず建材メーカーが発行する性能証明書を提出してください。入手方法は、製品や建材メーカーにより異なりますので、個別に問い合わせを行ってください。

確認事項(①～④のすべてを満たすこと)

① 原則として本事業名の記載があること

①	こどもエコすまい支援事業	②	② 製品区分の記載があること
<b>性能証明書</b>		エコ住宅設備の設置 太陽熱利用システム	
事業者名（メーカー名）	エコ設備工業株式会社	③	③ 事業者名（メーカー名）の記載があること
書類番号（通し番号）	0001		
製品型番	ABC (123-ZR)	④	④ 製品型番（予め本事業に登録された型番に限る。）の記載があること
<small>*事務局登録型番を正確に記載してください</small>			
1	製品名	ソーラーZZシステム	
2	製品タイプ	液体集熱システム	
3	集熱器面積	4.04	
4	タンク容量	200リットル	
5	補助熱源	あり	

## 【補足】

宅配ボックスのボックス数について  
戸別申請では、ボックス数が2つ以上であつても、1つ(11,000円)のみ補助対象になります。

### 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

#### (3) 対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ㊟性能証明書：衝撃緩和畳の設置

衝撃緩和畳は、畳に同梱されている「シール」を専用台紙に貼付したものを性能証明書として扱います。シールの入手方法は、製品や建材メーカーにより異なりますので、個別に問い合わせを行ってください。

確認事項(①～⑥のすべてを満たすこと)

① 本事業名の記載があること

《シール台紙》

①	性能証明書シール台紙		②
こどもエコすまい 支援事業		衝撃緩和畳	
邸名	住宅 一二三	様邸	
<ul style="list-style-type: none"> <li>製品型番</li> <li>製品名</li> <li>半畳/1畳</li> <li>事業者名</li> <li>シリアルNo. (通し番号)</li> </ul>	○○畳 AAABC123/1畳 NO.0000004 YYZ産業株式会社	○○畳 AAABC123/1畳 NO.0000001 YYZ産業株式会社	
	○○畳 AAABC123/半畳 NO.0000000 YYZ産業株式会社	○○畳 ABC123/1畳 NO.0000002 YYZ産業株式会社	

② 製品区分の記載があること

《シール》

○○畳	③
AAABC123/1畳	④
NO.0000001	⑤
YYZ産業株式会社	⑥

貼付

- ③ 畳数(合計が4.5畳以上である場合に限り補助対象)の記載があること
- ④ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る。)の記載があること
- ⑤ シリアル番号(通し番号)の記載があること
- ⑥ 事業者名(メーカー名)の記載があること

## 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

## (3) 対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ㊦納品証明書：外壁、屋根・天井又は床の断熱改修(ボード・マット/ 畳床)

リフォーム工事を行った住宅に納品された断熱材の納品量について、必ず施工業者に納品した販売店等\*1が発行する納品証明書を提出してください。

確認事項(①～⑦のすべてを満たすこと)

① 本事業名の記載があること

⑤ 事業者名(メーカー名)の記載があること

⑥ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る。)の記載があること

【補足】

納品証明書は本事業用の指定様式です。本事業のホームページよりダウンロードできます。

<https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/document-download/#reform>



納品証明書

断熱工業株式会社 御中 2023年●月●日

※断熱工事施工者

納品事項

※工事施工者(元請け)に納品する事業者情報を記入

事業者名: 壁屋産業株式会社

担当名称: 住宅 一二三

住所: ○○県△△市□□4-5-6

電話番号: 00-1234-5678

● 施工邸名: 屋根 修 様邸

● 納期: 2023年●月●日

事業者名 (メーカー名)	製品名	製品型番 <sup>※1</sup>	断熱材区分 <sup>※2</sup> (A-1~F)	厚さ (mm)	熱抵抗値 (m <sup>2</sup> ·K/W)	出荷量 (m <sup>3</sup> /立米)
ABC工業	XYZ123	1ABC0123	E	100	2.5	8.2

※1 製品型番の欄には、各製品事業者がこどもエコすまい支援事業に登録している製品型番を記入してください。

※2 断熱材区分は、各製品事業者がこどもエコすまい支援事業に登録している製品型番を記入してください。

② 製品区分の記載があること

③ 断熱材の納品事業者名の記載があること(納品事業者が作成)

④ 施工邸名(断熱材の納品先)の記載があること

⑦ 出荷量の記載があること

(必ず立米(m<sup>3</sup>)で記入。平米(m<sup>2</sup>)は不備になります。)

【補足】

畳床用の納品証明書はボード・マット系と様式が異なります。作成者や確認事項はボード系・マット系と同じです。



## 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

## (3) 対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ①施工証明書：外壁、屋根・天井又は床の断熱改修(吹込み・吹付け)

住宅の部位ごとに施工(吹込み・吹付け)した断熱材の使用量について、必ず実際に施工した専門業者等が発行する施工証明書を提出してください。

確認事項(①～⑦のすべてを満たすこと)

① 本事業名の記載があること

【補足】  
納品証明書は本事業用の指定様式です。本事業のホームページよりダウンロードできます。

<https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/document-download/#reform>



⑤ 事業者名(メーカー名)の記載があること

⑥ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る。)の記載があること

断熱工業株式会社 御中

2023年●月●日

※宛先は施主または元請けの事業所

●納入業者情報  
※実際に吹込み・吹付けを行った事業者情報を記入

事業者名	〇〇産業株式会社
担当者名	住宅 一二三
住所	〇〇県△△市□□4-5-6
電話番号	00-1234-5678

●施工邸名： 屋根 修 様邸

●施工完了日： 2023年●月●日

事業者名 (メーカー名)	製品名	製品型番 <sup>※1</sup>	断熱材区分 <sup>※2</sup> (A-1~F)	施工厚さ (mm)	熱抵抗値 (m <sup>2</sup> ・K/W)	施工使用量 (m <sup>3</sup> /立米)
● 外壁	ABC工業	XYZ123	E	100	2.5	6.5
● 屋根・天井						
● 床または基礎						

※1 製品型番の欄には、各製造業者がこどもエコすまい支援事業に登録している製品型番を記入してください。

② 製品区分の記載があること

③ 断熱工事の施工業者の記載があること  
(下請業者等、実際に施工した専門業者等が作成してください。)

④ 施工邸名(断熱材の納品先)の記載があること

⑦ 出荷量の記載があること  
(必ず立米(m<sup>3</sup>)で記入。平米(m<sup>2</sup>)は不備になります。)

## 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

(3) 対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ㊦納品書の写し：

節水型トイレ/ 節湯水栓/ ビルトイン食器洗機/ 掃除しやすいレンジフード/ ビルトイン自動調理対応コンロ/ 浴室乾燥機/ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

原則、リフォーム工事に使用した設備を、**施工業者に納品した販売店等**\*1(以下、「納品元」という)**が発行した施工業者宛の納品書を提出**してください。

確認事項(①～⑦のすべてを満たすこと。すべての項目が確認できないと不備になります)

\*1 メーカーや卸売業者も含む

① 書類が納品書であること

② 施工業者名の記載があること

④ メーカー名の記載があること

⑤ 製品名の記載があること

納品書 ①

No. 00000055555

発行日：令和4年6月22日

下記の通り、納品申し上げます。

納品日	令和4年6月15日
納品場所	東京都(東京都目黒区)〇〇1-1-1

③ 〇〇建材設備株式会社

③ 納品事業者名の記載があること

⑥ 製品型番の記載があること(予め本事業に登録された型番に限る。)

※ 交付申請する該当の型番を○で囲んでください。

⑦ 台数の記載があること

メーカー	品名	型番	数量	備考
〇〇設備	トイレ本体	AAAAZZZZZZ200	1式	
	便座	AAAAZZZZZZ2001	1式	
④ 〇〇ガス	⑤ 高効率給湯機	⑥ BBBBYYYYYY2020	⑦ 1式	



## 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請 【リフォーム（戸別）】

## (3) 対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ㊦納品書の写し（続き）

## 【補足】

## ■ メーカーが発行する納品書について

製品型番が、本事業専用の型番で通常の商習慣における納品書に記載されない場合、**納品元等の依頼により、メーカーが本事業用の納品書が発行することがあります**。この書類については、前のページに例示した納品書の代替書類として扱います。

## ■ メーカーが発行する保証書について

以下のすべての項目が記載された**メーカー発行の「保証書」の写しを本事業用の専用台紙\*2に貼付することで、上に例示した納品書の代替書類として扱います**。

確認事項(①～⑦)のすべてを満たすこと

- ① 製品区分(エアコン等)の記載があること
- ② 製品型番の記載があること
- ③ メーカー名の記載があること
- ④ 販売店名の記載があること
- ⑤ お客様氏名の記載があること(工事発注者と一致すること)
- ⑥ お客様住所の記載があること(工事発注者と一致すること)
- ⑦ お客様電話番号の記載があること(工事発注者と一致すること)

※販売店等が発行する保証書は対象になりません。

※④～⑦の記載のない保証書は対象になりません(販売店のレシート等では代替できません)

※メーカー発行であっても、補助対象となる製品型番が記載されない、又は複数の型番が併記されており、納品された設備が特定できない場合は、対象になりません。

\*2 こどもエコすまい支援事業用「保証書台紙」。本事業のホームページよりダウンロードできます。

## ◀メーカー納品書のイメージ▶

## ◀メーカー保証書のイメージ▶

### 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

#### (3) 対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ⑤納品書の写し／保証書の写し／銘板ラベル写真：高効率給湯器

原則、高効率給湯器の製品区分ごとに、それぞれ以下の書類を提出してください。

##### 1) 潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ) / 潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)

リフォーム工事に使用した設備を施工業者に納品した**販売店等\*1が発行した施工業者宛の納品書**を提出してください。\*1 メーカーや卸業者も含む

メーカー	品名	型番	数量	備考
OX 石油	トイロ本体	AAAAZZZZZZZ00	1式	
	燃焼	AAAAZZZZZZZ001	1式	
OX ガス	高効率給湯機	BBBBBYYYYY2020	1式	

または

確認事項(①～⑦のすべてを満たすこと)

- ① 書類が納品書であること
- ② 施工業者名の記載があること
- ③ 納品事業者名の記載があること
- ④ メーカー名の記載があること
- ⑤ 製品名の記載があること
- ⑥ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること  
※交付申請する該当の型番を○で囲んでください。
- ⑦ 台数の記載があること

確認事項(①～⑤のすべてを満たすこと)

- ① 書類が納品書(メーカー納品確認書)であること
- ② 施工邸名の記載があること
- ③ 納入製品が高効率給湯器であること
- ④ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- ⑤ メーカー名の記載があること

## 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

## (3) 対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ⑤納品書の写し／保証書の写し／銘板ラベル写真（続き）

## 2) ヒートポンプ給湯機(エコキュート)

以下の確認事項がすべて記載された**メーカー発行の保証書の写し**を本事業用の専用台紙\*1に貼付したものと**および**施工業者に納品した販売店等\*2が発行した**施工業者宛の納品書**を提出してください。

\*1 こどもエコすまい支援事業用「保証書台紙」。本事業のホームページよりダウンロードできます。

\*2 メーカーや卸売業者も含む

リフォーム

こどもエコすまい支援事業用

保証書台紙

該当する項目にチェックしてください。

①

製品区分	<input checked="" type="checkbox"/> エコキュート	<input type="checkbox"/> エコフィール	<input type="checkbox"/> 薪水型トイレ	<input type="checkbox"/> 洗面化粧台	<input type="checkbox"/> コンの設置
	<input type="checkbox"/> エコジョーズ	<input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯機	<input type="checkbox"/> 薪湯水栓	<input type="checkbox"/> ビルトイン食器洗	<input type="checkbox"/> 浴室乾燥機

保証書の写しを貼付

②

△△△保証書

型番	KM-12ABC-W	製造番号	XXXXXXXXXXXX	備考欄
お名前	注文 太郎			
ご住所	〒111-XXXX △△市△△区△△			
電話番号	03-1111-XXXX			
お名前	△△電気株式会社			
購入日	令和4年6月10日			
保証期間(お買上げ日より)	5年間 XXXXXXXXXXXX			
	3年間 XXXXXXXXXXXX			
	1年間 XXXXXXXXXXXX			

③

△△△株式会社

④

△△電気株式会社  
△△市△△区△△  
03-5555-XXXX

⑤

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

⑥

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

⑦

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

⑧

△△市△△区△△

確認事項(①～⑧のすべてを満たすこと)

- ① 製品区分の記載があること
- ② 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- ③ メーカー名の記載があること
- ④ 販売店の記載があること
- ⑤ お客様氏名の記載があること(工事発注者と一致すること)
- ⑥ お客様住所の記載があること(工事発注者と一致すること)
- ⑦ お客様電話番号の記載があること(工事発注者と一致すること)
- ⑧ 購入日の記載があること

※販売店が発行する保証書は対象となりません。

※販売店のレシート等では代替できません。

※メーカー発行であっても、補助対象となる製品型番が記載されない、又は複数の型番が併記されており納品された設備が特定できない場合は、対象になりません

## 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

(3) 対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ⑤納品書の写し／保証書の写し／銘板ラベル写真（続き）

## 3) 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)

以下の確認事項がすべて記載されたヒートポンプユニットの銘板ラベル写真を本事業用の専用台紙\*3に貼付したもの および 施工業者に納品した販売店等\*2(以下、「納品元」という)が発行した施工業者宛の納品書を提出してください。

\*3 こどもエコすまい支援事業用「ハイブリッド給湯機用銘板ラベル写真台紙」。本事業のホームページよりダウンロードできます。

リフォーム こどもエコすまい支援事業用

ハイブリッド給湯機用 銘板ラベル写真台紙

以下に施工店名を記入してください。

① 施工店名 ○○ ○○ 様邸

△△ガス

② ○○メーカー

品名 XXXXXXXX ③

④ 名称 燃料電池ユニット

種類 .....

型式 XX-XXXXXX ⑤

○○○ .....

○○○ .....

○○○ .....

○○○ .....

.....-XX-XXX

Sample

確認事項(①～⑤のすべてを満たすこと)

- ① 施工店名の記載があること
- ② メーカー名の記載があること
- ③ 品名の記載があること
- ④ 名称の記載があること
- ⑤ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る。)の記載があること



## 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

## (3) 対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ㊦ 出荷証明書又は保証書の写し：蓄電池

原則、リフォーム工事に使用した設備を**施工業者に納品した建材メーカー等が発行した施工業者宛の出荷証明書**または**建材メーカーが発行した保証書の写し\*1**を提出してください。

\*1 台紙が必要な場合は、本事業のホームページよりこどもエコすまい支援事業用「保証書台紙」をダウンロードできます。

2023年01月09日

蓄電池システム

③ 電池システム株式会社

① 出荷証明書

毎々、格別なるお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。  
下記の製品を出荷いたしましたことを「PV」し、

パッケージ型番	製造番号
④ XX-XXXXX0000	00000000

品名	型番	製造番号	数量
⑤ 蓄電池本体	XX-XX0000	00000000	1
太陽電池モジュール	XX000XX	-	18
ケーブル	XXXX000	-	1
パワーコンディショナー	XX00XX00	00000000	1
架台	0XX0XX	-	1
PVステッカー	XX0000	-	1

工事名称	工事番号
〇〇様邸 リフォーム工事	X-00000000

② 店名 株式会社 蓄電池設置

取組店 住所 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇-00  
電話番号 00-0000-0000

または

蓄電池システム保証書 ①

商品名	パッケージ型番
〇〇〇蓄電池システム	④ XXX-XX0

品名	型番	製造番号	保証期間
⑤ パワーコンディショナー	XX-XX0000	00000000	〇年間
蓄電池ユニット	XX-XX00	00000000	〇年間 ※蓄電池容量：〇年間
架内リモコン	XX000XX	00000000000	〇年間

② 店名 株式会社 蓄電池設置 お引渡し年月日 2023年〇月〇日

住所 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇-00

⑥ ⑦ ⑧ 電話番号 00-0000-0000

③ 電池システム株式会社

確認事項(①～⑤のすべてを満たすこと)

- ① 書類が保証書であること
- ② 施工業者名の記載があること
- ③ メーカー名の記載があること
- ④ パッケージ型番(予め本事業に登録された型番に限る。)の記載があること
- ⑤ システム構成品名、型番の記載があること
- ⑥ お客様氏名の記載があること(工事発注者と一致すること)
- ⑦ お客様住所の記載があること(工事発注者と一致すること)
- ⑧ お客様電話番号の記載があること(工事発注者と一致すること)

確認事項(①～⑤のすべてを満たすこと)

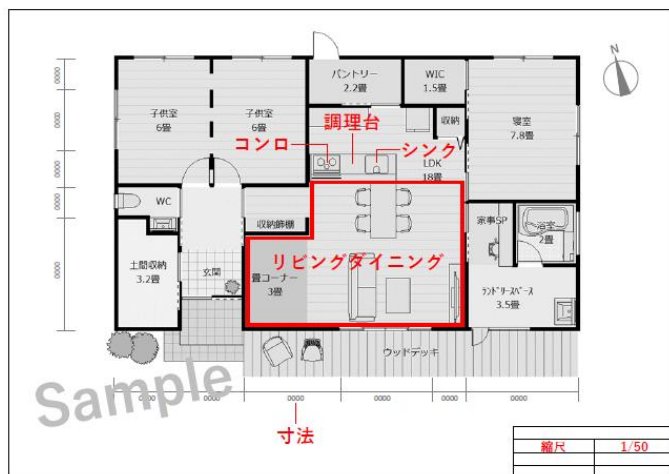
- ① 書類が**出荷証明書**であること
- ② **施工業者名**の記載があること
- ③ **メーカー名**の記載があること
- ④ **製品名、パッケージ型番**(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- ⑤ **システム構成品名・型番**の記載があること

## 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

## (3) 対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ㊦平面図・立面図(工事後)：キッチンセットの交換を伴う対面化改修：交付申請時

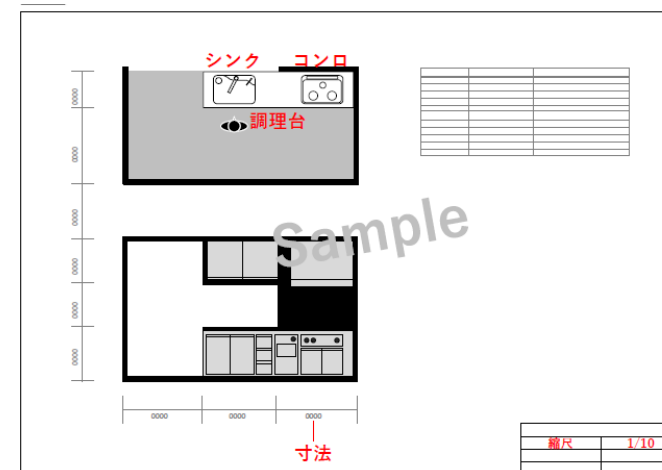
キッチンセットの対面化改修後の要件を満たすことを確認できる**平面図および立面図**を提出してください。

キッチンのある階の平面図の例



および

キッチン設備のレイアウト詳細図の例



確認事項(①～④のすべてを満たすこと)

- ① キッチンセットが設置された階の図面であること
- ② コンロ、シンク、調理台が表現されている図面であること  
(分かりにくい場合、コメント等で補足してください。)
- ③ キッチンに隣接するリビング、ダイニングまたはリビングダイニングが明示されていること  
(分かりにくい場合、コメント等で補足してください。)
- ④ 「縮尺」および「寸法」が表示されていること  
※キッチン及びリビング・ダイニングが含まれる図面であれば可。  
(同じ階のすべての居室が含まれる図面である必要はありません。)

確認事項(①②のすべてを満たすこと)

- ① コンロ、シンク、調理台の配置が確認できる図面であること  
(分かりにくい場合、コメント等で補足してください。)
- ② 「縮尺」および「寸法」が表示されていること

【補足】

提出する図面は、PDFファイル形式で保存したものを提出してください。縦横比がずれていたり、歪んでいる図面等は、縮尺が正しく表現されないため受付できません。

## 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

(3) 対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ㊟リフォーム瑕疵保険の保険証券または保険付保証明書の写し  
：リフォーム瑕疵保険等への加入：交付申請時

住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した付保証明書の写しを提出してください。なお、様式は発行保険法人により異なります。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した証明書であること
- ② 所在地がリフォーム工事を行った住宅と一致すること
- ③ 保険の開始日が対象工事の引渡日以降であること

保険付保証明書のイメージ

The image shows a sample of a Housing Warranty Insurance Certificate (保険付保証明書). The document is titled "保険付保証明書" and includes a logo for "住 宅 かし保険". It contains several sections with red boxes highlighting specific information:

- ①** Issuer information (発行保険法人) at the bottom right, including the company name "株式会社" and the representative director's name "代表取締役社長".
- ②** Address information (所在地) in the middle section, which is highlighted with a red box.
- ③** Insurance start date (保険開始日) in the top section, which is highlighted with a red box.

Other visible information includes the policy number (保険証券番号), the insured's name (被保険者氏名), and the insured's address (被保険者住所).

## 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

## (4) 対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事中/工事後)

**工事前** : 予約時または予約のない交付申請時

**工事中および工事後** : 交付申請時

- ✓ **リフォーム内容により、撮影方法が異なります。**
- ✓ **工事前/工事中の写真が必要なリフォーム工事で、工事前/工事中の写真を提出できない場合は、補助金の交付を受けることができません。**
- ✓ **工事前後を撮影する場合、工事前と工事後を「同様の画角」「同様の構図」で撮影してください。**

## 必要な工事写真の一覧

工事内容	撮影方法	撮影単位
<b>開口部の断熱改修</b> 子育て対応改修 ・防犯性の向上に資する開口部の改修 ・生活騒音への配慮に資する開口部の改修 防災性の向上に資する開口部の改修	工事前 <input type="checkbox"/> 改修前の開口部全体が確認できること <input type="checkbox"/> 複数枚のガラスで構成される開口部は交換したガラスのすべてが確認できる場合は写真は1枚で可 ※増築等により開口部を増設した場合は、改修前の外観全景を撮影	開口部ごとに 工事前で1枚以上 工事後で1枚以上 撮影
	工事後 <input type="checkbox"/> 開口部全体が確認できること <input type="checkbox"/> 複数枚のガラスで構成される開口部は交換したガラスのすべてが確認できる場合は写真は1枚で可	
<b>外壁、屋根・天井または床の断熱改修</b>	工事中 <input type="checkbox"/> 断熱材を敷設する作業状況が確認できること(断熱材の使用部材が写るよう撮影) <b>※工事後に撮影されたものは不可</b>	施工部位ごとに 1枚撮影
<b>エコ住宅設備の設置</b> 子育て対応改修 ・家事負担の軽減に資する住宅設備 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置	工事前 <input type="checkbox"/> 撤去前の住宅設備全体が確認できること(太陽熱利用システムは集熱器も含む)(空気清浄機能・換気機能付きエアコンは室内機の写真を撮影) ※増築等により設備を増設した場合は、設置前の外観全景が確認できること	住宅設備ごとに 工事前で1枚以上 工事後で1枚以上 撮影
	工事後 <input type="checkbox"/> 設置された住宅設備全体が確認できること	

工事内容	撮影方法	撮影単位
<b>子育て対応改修</b> ・キッチンセットの交換を伴う対面化改修	工事前 <input type="checkbox"/> 下記すべての写真の提出が必須 写真①：必須設備近影(各設備ごと) 写真②：必須設備全景(全設備の位置が確認できること) 写真③：過半を見渡せない写真(キッチンが独立した居室に設置もしくはダイニング/リビングの一角にあり、ダイニング/リビングを背にして壁に面していることが確認できること)	写真①②③ それぞれ 1枚以上撮影
	工事後 <input type="checkbox"/> 下記すべての写真の提出が必須 写真④：必須設備近影(各設備ごと) 写真⑤：必須設備全景(全設備の位置が確認できること) 写真⑥：過半を見渡せる写真(シンク・コンロ・調理台からダイニング/リビングのいずれか、もしくは両方の過半を見渡せる位置関係が確認できること)	
<b>バリアフリー改修</b>	工事前 <input type="checkbox"/> 改修前の工事部位全体が確認できること	住宅設備ごとに 工事前で1枚以上 工事後で1枚以上 撮影
	工事後 <input type="checkbox"/> 改修箇所が確認できること	

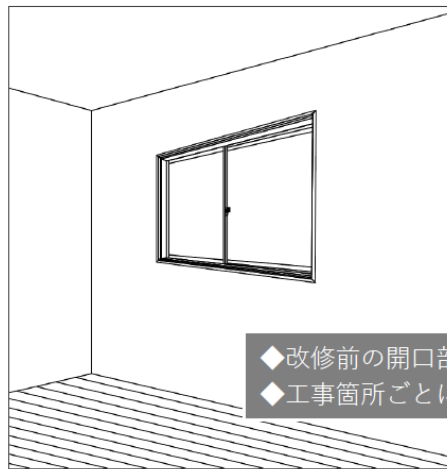


### 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

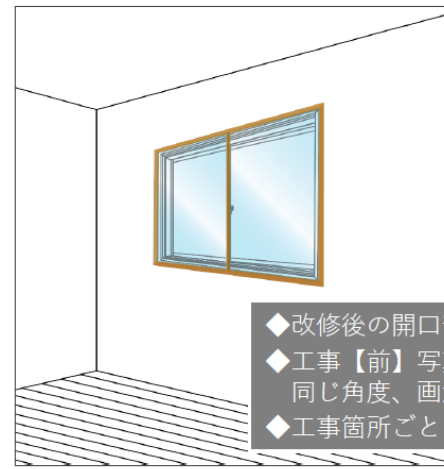
- (4) 対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事中/工事後)  
**工事前** : 予約時または予約のない交付申請時  
**工事中および工事後** : 交付申請時

提出写真の例  
(内窓設置の場合)

■工事【前】に撮影する写真(例)



■工事【後】に撮影する写真(例)



【補足】

■ 工事写真の撮影について

「工事前」と「工事後」の工事写真は、設備等の全体が写る同じ角度、画角から撮影してください。

「工事中」の写真は、断熱材の使用部材が写るように撮影してください。

■ 工事写真の提出について

工事写真は、画像ファイル（1ファイル5MB以下のJpg等）をそれぞれアップロードすることで提出します。

アップロードの際に「工事箇所」と「工事前・工事中・工事後」を指定するため、台紙等に貼って提出しないでください。

### 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

#### (4) 工事着手写真(契約工事のいずれかの工事の着手が確認できるもの)：予約時

- ✓ **工事請負契約に含まれる工事で、最も早い工事に着手して以降、交付申請の予約が可能**となります。
- ✓ 原則、提出する補助対象工事の工事前写真から変化（完了でも可）が確認できる写真とします。
- ✓ ただし、**補助対象工事より前に、契約に含まれる他の工事（壁紙や床板の剥がし等）に着手する場合、当該着手が確認できる写真でも構いません**（当該工事前写真の提出は不要です）。

撮影方法		撮影単位	撮影時の注意
着工	<input type="checkbox"/> <b>着工にあたり、工事前から状況が変化していることが写真で確認できること</b>	<b>1枚</b>	契約工事の着手が確認できること

#### 【補足】

以下に例示するものは本事業における工事着手には含まれません。

- ◆ 足場、仮囲い等の設置
- ◆ 現場の調査や採寸
- ◆ 資材の搬入
- ◆ 現場事務所の建設等

## 3-5. こどもエコすまいる支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

## (5) 工事発注者(法人の担当者含む)の本人確認書類：予約時または予約のない交付申請時

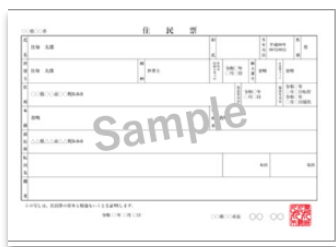
以下1)～6)のいずれかの書類の写しを1つ提出してください。(法人の場合は担当者の本人確認書類を提出)

本人確認書類に記載の表記どおりに入力・申請してください。(本人確認書類：英字表記→英字表記で入力)

※外国人の方等、本人確認書類と入力値において異なる表記(英字/カナ等)である場合、不備となります。

## 1) 住民票

- 個票、世帯票のいずれも可
- マイナンバーが記載されていないものを提出(記載がある場合、受付できません。)



## 2) マイナンバーカード

- 必ず表面のみ提出  
※裏面はマイナンバー・QRコードが記載されているため、提出しないでください。



## 3) 運転免許証

- 運転経歴証明書でも可
- 国際免許証は除く



## 4) パスポート

- 日本国以外が発行するものでも可



## 5) 在留カード／特別永住者証明書

- 外国人登録証明書は不可



在留資格があり、  
在留期限まで90日以上あるもの

有効期限内のもの

## 6) 健康保険証／後期高齢者医療保険者証

- 「保険者番号及び被保険者等記号・番号等」と「QRコード」は必ずマスキングして提出(記載がある場合、受付できません。)















## 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

### 「既存住宅購入が伴い、補助上限の引き上げを受ける場合」

(10) 工事発注者が購入した既存住宅に入居が確認できる住民票の写し：交付申請時

確認事項(①～③のすべてを満たすこと)

- ① 「氏名」が工事発注者であること
- ② 「住所」がリフォームした住宅の所在地と一致すること
- ③ 2022年11月8日以降に発行されたものであること

#### 【補足】


- マイナンバーカードの提出でも可。  
(必ず表面のみ提出してください。)
- マイナンバーが記載されていないものを提出してください。  
(記載がある場合、受付できません。)

住民票										
氏名	住毎 太郎			性別	男	生年月日	平成00年 00月00日		性	男
世帯主	住毎 太郎	続柄	世帯主	住民票の 記載日	合和〇年 〇月〇日	個人 番号	省略	世帯 番号	省略	
住所	〇〇県〇〇市〇〇町0-0-0				市定 年月日	合和〇年 〇月〇日	届出 年月日	合和〇年 〇月〇日転居 合和〇年 〇月〇日届出		
本籍	省略									
前住所	△△県△△市△△町0-0-0									
転出先					転出			届出		
備考										

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明します。

合和〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市長



## 3-5. こどもエコすまい支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

### 「安心R住宅の購入が伴い、補助上限の引き上げを受ける場合」

※子育て世帯又は若者夫婦世帯に該当しない場合のみ

(11) 安心R住宅調査報告書の写し：予約時または予約のない交付申請時

確認事項(①②のすべてを満たすこと)

① 報告者名の記載及び押印があること

② 調査した住宅の所在地がリフォーム工事を行った住宅の所在地と一致すること

(参考資料)

安心R住宅調査報告書 

下記の既存住宅について、特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程（平成29年国土交通省告示第千十三号）第10条第2項第1号の規定に基づき報告書を作成しましたので、次のとおり報告します。

1. 報告者

報告者名	株式会社 〇〇	報告者	〇〇
登録団体名	特定既存住宅情報提供事業者団体 株式会社 〇〇	宅地建物取引業者登録番号	〇〇

2. 物件概要

所在地	〇〇	建物区分	〇〇
種類	〇〇	平成 年 月 日	〇〇

3. 耐震性

耐震性  専門の機関等からの調査結果に基き、昭和58年8月以降に着工又は耐震診断等により安全性を確認

4. 既存住宅実用能率の検査基準への適合（（1）または（2）のいずれかを満たすこと）

（1）住宅実用能率保証責任保険法人の登録検査事業者が既存住宅実用能率検査基準への適合を確認した場合  
（建物状況調査として実施された検査により確認した場合を含む）

適合確認日	〇〇年 〇月 〇日	検査機関名	〇〇
登録検査事業者	〇〇	検査者名	〇〇
登録保険法人	〇〇		

（2）目視等による検査結果に基き、専門の機関等からの検査基準への適合を確認した場合

適合確認日	〇〇年 〇月 〇日		
確認者名	〇〇		

5. 共用部分の管理（高層住宅又は長屋の場合）

管理規約  有  無 管理員  有  無

6. 住宅リフォーム工事の実施判断の基準に適合する住宅リフォーム工事の実施状況

住宅リフォーム  実施済

工事の実施状況  未実施かつ住宅リフォーム工事の内容に関する概要書（要するに要する箇所を含むもの）がある  
 概要書編成済み

7. 当該住宅に関する書類の保存状況等

① 建築時の書類（増改築等を行った住宅である場合は、増改築等の上のものを含む）

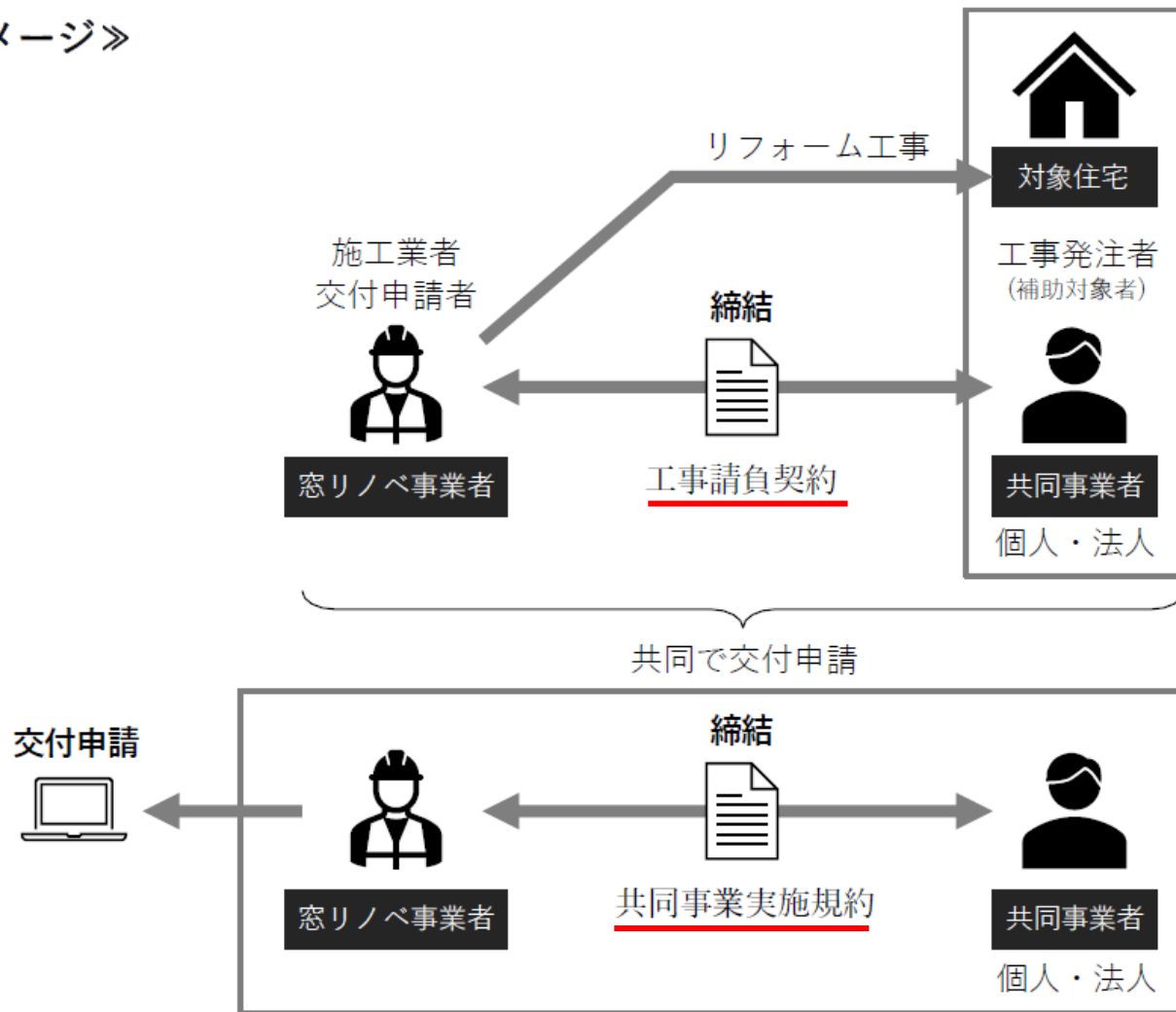
項目	「有」「無」「不明」のいずれかを選択してください
設計に関する書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明
認定等に関する書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明
住宅性能評価に関する書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明
アフター25適合証明書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明
竣工図等の資料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明

## 3-6. 先進的窓リノベ事業の申請

### 3-6. 先進的窓リノベ事業の申請

本事業は、リフォーム工事の施工業者である窓リノベ事業者がリフォーム工事を発注する所有者等(共同事業者)の委託を受けて補助金の申請及び交付を受けるものです。リフォームにおける事業のイメージは以下のとおりです。

#### 《事業全体のイメージ》



### 3-6. 先進的窓リノベ事業の申請

申請・報告に必要な書類および申請後に出力できる書類は以下の通りです（下記は**交付を受けた年度の終了後5年間の保管義務**があります）。  
申請はポータル上で画面通りに入力すれば結構ですので、ここでは**順番の5から10までの「交付申請に必要な提出書類」の概要について説明**します。

順番	資料名						
1	様式2	交付申請書（ポータルでの申請後に出力）				手続きの進捗に応じて本事業の専用ポータルからダウンロード可能 （本資料では割愛）	
2	様式5	交付決定通知書＊1					
3	様式6	実績報告書(兼、請求書)					
4	様式7	交付額確定通知書＊1					
		交付申請の提出書類	提出			(1)～(6)について、本資料で概要を説明します	
			予約有り		予約なし		スキャン
			予約時	予約後 交付申請			
5		(1) 工事請負契約書	●	－	●		カラー
6		(2) 共同事業実施規約	●	－	●		カラー
7		(3) 設置した窓・ガラスの性能証明書等	－	●	●		白黒可
8		(4) 対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事後)	－	●	●		カラー
		工事前写真(工事前写真が必要となる補助対象の箇所すべて)	●	－	●		カラー
		工事後写真(工事後写真が必要となる補助対象の箇所すべて)	－	●	●		カラー
		工事着工写真(契約対象のいずれかの工事の着手が確認できるもの)	●	－	－		カラー
		<b>工事発注者が法人の場合</b>					
9		(5) 法人の实在確認ができる書類	○	－	○	白黒可	
		<b>補助額が30万円以上の場合</b>					
10		(6) 既存住宅であることが確認できる書類	○	－	○	白黒可	
11		その他、交付申請時に提出を求められた書類					

※「●」は必須、「○」は該当する場合に提出してください。なお、申請内容に応じて、事務局から追加書類の提出を求められることがあります。

## 3-6. 先進的窓リノベ事業の申請

### (1) 工事請負契約の締結：予約時または予約のない交付申請時

工事請負契約書は、以下のすべてが記載されていることが必要です

こどもエコすまい支援事業  
との違いに注意！

- ① 工事請負契約の**原契約**であること(変更契約は不可)
- ② 工事請負契約の**締結日の記載があり、締結日が2022年11月8日以降**であること
- ③ 工事場所の記載があり、**リフォーム工事を行った住宅の所在地と一致**すること
- ④ **工事発注者（注文者）の記名・押印**があり、工事発注者が「**共同事業者**」であること  
(記名が自署の場合は押印無しでも可)
- ⑤ **工事請負者（受注者）の記名・押印**があり、工事請負者が「**補助事業者**」であること
- ⑥ 以下の項目が確認できること
  - ・ **リフォーム工事**
  - ・ **工事代金**

#### 【補足】

(一社)リフォーム推進協議会のホームページで「住宅リフォーム工事請負契約書」を入手できます。

<https://www.j-reform.com/publish/shosiki.html>



#### 工事請負契約書のイメージ

令和〇年〇月〇日

収入印紙

住宅リフォーム  
工事請負契約書

この契約書に従い、添付の設計図書、明細の通り工事請負契約を締結する

注文者名(甲) 住専 太郎 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

工事名称 住専専部 断熱改修工事

工事場所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

工 期 令和〇年〇月〇日より 令和〇年〇月〇日まで

1. 請負金額 金 0,000,000 円(税込)

2. 工事内訳

工事項目	額 変(仕様)	小 計
1. 内容設置	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
2. 断熱改修	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
3. その他	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
4. 解体・廃棄物処理費	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
備考欄		
	工事価格(税抜)	0,000,000
	消費税	000,000
	合 計(税込)	0,000,000

3. 支払方法

前払金( )	金	円(税込)
部分払( )	金	円(税込)
竣工払(工事完了確認後 30 日以内)	金	0,000,000 円(税込)
	金	円(税込)

請負者名(乙) 株式会社 〇〇工務店

代表者名 〇〇 建夫

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町 0-0-0 TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

\*請負条件：工事時の電話・お話し・写真については、お客様のものを使用させていただきます。また本工事とは見えない部分などの状況により、施工内容、並びに工事金額に予断できない変更が生じる場合がありますので、ご了承くださるようお願いいたします。

■この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を保存する。  
※この書類は大切に保管してください。





## 3-6. 先進的窓リノベ事業の申請

### (2) 共同事業実施規約の締結：予約時または予約のない交付申請時

- ✓ 先進的窓リノベ事業は、**対象住宅の工事発注者（共同事業者）への補助金の還元を行う**、先進的窓リノベ事業者である**施工業者（補助事業者）が、交付申請等の手続きおよび補助金の受取りを代表して行う**こととしています（工事発注者や同居者は申請できません）。
- ✓ 交付申請（予約を含む）にあたっては、共同事業実施規約の締結と提出が必要です。
- ✓ **複数の事業を併用する場合でも、本事業用の共同事業実施規約の締結は必要**です。

共同実施規約は、以下の項目すべてが満たされていることが必要です。

① 規約の締結日が記入されていること

- ② i) 施工業者の住所、事業者名、代表者氏名が記入され、**押印（法人は法人印。個人事業主は実印）**されていること。
- ii) **補助事業者【甲】と一致**すること

甲及び乙は、本書を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。

作成日：令和 5年 ○月 ○日	
【甲】補助事業者（窓リノベ事業者）※1	【乙】共同事業者（工事発注者）※1
住所 〒100-xxxx 東京都千代田区△△町1-1-1 <b>【甲】</b>	住所 〒100-xxxx 東京都港区△△町1-1-1 <b>【乙】</b>
事業者名 株式会社 新築工務店	
代表者氏名※2 新築 一郎 	氏名※2 注文 太郎 
※忘れずにチェックしてください※	
<input checked="" type="checkbox"/> 窓リノベ事業者から、リフォーム等による省エネルギー効果についての情報提供を受けた	

※1：請負契約、もしくは、売買契約の締結者と同じ者が記名及び社印を押印（個人事業主は実印）すること。  
（必ずしも代表取締役である必要はありません。）

※2：自筆による署名の場合、押印は任意とする（法人の場合は押印が必須）

- ③ i) 工事発注者の住所、氏名が記入され、**押印（または自署による署名）**されていること
- ii) **共同事業者【乙】と一致**すること
- iii) **乙による、甲の情報提供についての確認のチェック**があること

【補足】共同事業実施規約は事務局指定様式です  
「申請の詳細」ページからダウンロードできます  
<https://window-renovation.env.go.jp/application/>



## 3-6. 先進的窓リノベ事業の申請

### (3) 設置した窓・ガラスの性能証明書 等 : 交付申請時

必ず建材メーカーが発行する性能証明書を提出してください。  
入手方法は、製品や建材メーカーにより異なりますので、個別に問い合わせを行ってください。

確認事項 (①～⑥のすべてを満たすこと)

- ① 本事業名
- ② 工事区分 (外窓、内窓、ガラスのいずれかに限る)  
機能区分 (断熱等を含むものに限る)
- ③ 製品型番  
予め本事業に登録された型番に限る
- ④ 性能区分 (P (SS)、S、A、B のいずれかに限る)  
面積  
工法 (外窓の場合のみ)
- ⑤ 事業者名  
メーカー名
- ⑥ 書類番号  
通し番号

【補足】

リフォーム専用ガラスは、ガラスに同梱されている「ラベル」をメーカー指定の専用台紙に貼付したものを性能証明書として取り扱います。  
なお、確認事項は原則、上の①～⑥と同じです。

< 住宅省エネ2023キャンペーン >  
- こどもエコすまいる支援事業  
- 先進的窓リノベ事業

① 性能証明書

② 内窓  
断熱等 + 防音

— 注意事項 —  
■ 「住宅省エネ2023キャンペーン」は、国土交通省の「こどもエコすまいる支援事業」と、経済産業省および環境省の「先進的窓リノベ事業」が実施する住宅の省エネ化への支援策の総称であり、本証明書は、両事業共通の性能証明書です。(※)  
また国土交通省の「こどもみらい住宅支援事業」の交付申請時の性能証明書としても提出可能です。  
  
※製品型番によって申請できる事業が限られる場合があります。  
※設置する住宅の種別や地域によって「断熱改修基準」を満たさない場合、必須工事 (断熱改修またはエコ住宅設備の設置) を一緒に行う場合、「防音性向上改修」として対象になります。  
※設置する住宅の種別や地域によって補助額が異なります。

製品型番 : ABC123123AM ③

※製品の登録型番を正確に入力してください。

■ 製品詳細

④ 1 製品名 : ABCザッシ	2 建具の材質 : 樹脂
3 開閉方式 : 引違い	4 窓サイズ : W1600mm×H1000mm
5 面積 : 1.6㎡ (中)	6 性能区分コード : A
7 ガラスの仕様 : LowE複層 (A10)	8 ガラス中央部の熱貫流率 : -
9 開口部の熱貫流率 : -	10 窓の日射熱取得率 : -
11 ガラス日射熱取得率 : -	

■ 事業者名 (メーカー名) : ABC工務株式会社 ⑤

■ 書類番号 (通し番号) : 000123 ⑥

■ 設立事業者名 : XY2株式会社

\* サンプルは、内窓の性能証明書です。デザインや記載事項は製品やメーカーにより異なりますが、確認事項は同じです

## 3-6. 先進的窓リノベ事業の申請

## (4) 対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事後)

工事前：予約時または予約のない交付申請時

工事後：交付申請時

- ✓ 工事前後の撮影をする場合、**工事前と工事後を同様の画角、構図で撮影**してください。
- ✓ **原則として写真を提出できない場合は、補助金の交付を受けることができません**ので、十分ご注意ください。
- ✓ **必ず該当する箇所の写真の撮影**を行ってください。

撮影方法		撮影単位	撮影時の注意
工事前	<input type="checkbox"/> <b>改修前の開口部全体が確認できること</b> * 増築等により開口部を増設した場合は、改修前の外観全景を撮影 <input type="checkbox"/> <b>複数枚のガラスで構成される開口部は交換するガラスのすべてが確認できる場合は写真は1枚で可</b>	補助対象箇所ごとに 1枚撮影	「工事前」と「工事後」の工事写真は、開口部等の全体が写る同じ角度、画角から撮影すること。
工事後	<input type="checkbox"/> <b>開口部全体が確認できること</b> <input type="checkbox"/> <b>複数枚のガラスで構成される開口部は交換するガラスのすべてが確認できる場合は写真は1枚で可</b>	補助対象箇所ごとに 1枚撮影	

## 3-6. 先進的窓リノベ事業の申請

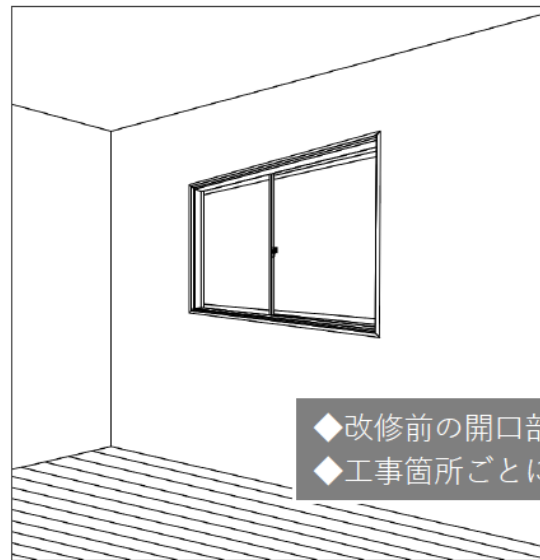
(4) 対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事後) (続き)

**工事前：予約時または予約のない交付申請時**

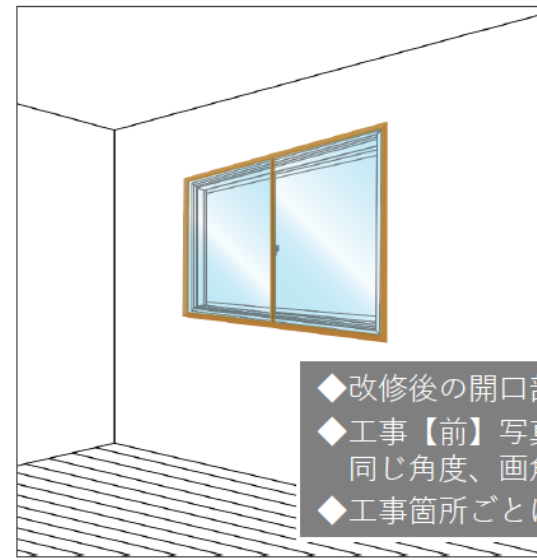
**工事後：交付申請時**

提出写真の例  
(内窓設置の場合)

■工事【前】に撮影する写真(例)



■工事【後】に撮影する写真(例)



【補足】

■ 戸別申請の場合の工事写真の提出について

工事写真は、画像ファイル（1ファイル5MB以下のJpg等）をそれぞれアップロードすることで提出します。

**アップロードの際に「工事箇所」と「工事前・工事後」を指定するため、台紙等に貼って提出しないでください。**

### 3-6. 先進的窓リノベ事業の申請

#### (4) 工事着手写真(契約工事のいずれかの工事の着手が確認できるもの)：予約時

- ✓ **工事請負契約に含まれる工事で、最も早い工事に着手して以降、交付申請の予約が可能**となります。
- ✓ 原則、提出する補助対象工事の工事前写真から変化（完了でも可）が確認できる写真とします。
- ✓ ただし、**補助対象工事より前に、契約に含まれる他の工事（壁紙や床板の剥がし等）に着手する場合、当該着手が確認できる写真でも構いません**（当該工事前写真の提出は不要です）。

撮影方法		撮影単位	撮影時の注意
着工	<input type="checkbox"/> <b>着工にあたり、工事前から状況が変化していることが写真で確認できること</b>	<b>1枚</b>	契約工事の着手が確認できること

#### 【補足】

以下に例示するものは本事業における工事着手には含まれません。

- ◆ 足場、仮囲い等の設置
- ◆ 現場の調査や採寸
- ◆ 資材の搬入
- ◆ 現場事務所の建設等



## 3-6. 先進的窓リノベ事業の申請

## (5) 工事発注者(法人の担当者含む)の本人確認書類：予約時または予約のない交付申請時

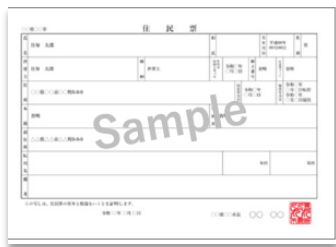
以下1)～6)のいずれかの書類を1つ提出してください。(法人の場合は担当者の本人確認書類を提出)

本人確認書類に記載の表記どおりに入力・申請してください。(本人確認書類：英字表記→英字表記で入力)

※外国人の方等、本人確認書類と入力値において異なる表記(英字/カナ等)である場合、不備となります。

## 1) 住民票の写し

- 個票、世帯票のいずれも可
- マイナンバーが記載されていないものを提出  
(記載がある場合、受付できません。)



## 2) マイナンバーカード

- 必ず表面のみ提出  
※裏面はマイナンバー・QRコードが記載されているため、提出しないでください。



## 3) 運転免許証

- 運転経歴証明書でも可
- 国際免許証は除く



## 4) パスポート

- 日本国以外が発行するものでも可



## 5) 在留カード／特別永住者証明書

- 外国人登録証明書は不可



在留資格があり、  
在留期限まで90日以上あるもの

有効期限内のもの

## 6) 健康保険証／後期高齢者医療保険者証

- 「保険者番号及び被保険者等記号・番号等」と「QRコード」は必ずマスキングして提出(記載がある場合、受付できません。)







## 3-6. 先進的窓リノベ事業の申請

### ≪補助額が 30 万円以上の場合≫

(7) 既存住宅であることが確認できる書類（下記 1～3 のいずれか。必要に応じて 4）を追加）：交付申請時

#### 1) 建築確認における検査済証の写し

- ① 「検査済証交付年月日」がリフォーム工事契約締結日の1年より前であること
- ② 「建築場所、設置場所または築造場所」がリフォーム工事を行った住宅であること



#### 【補足】

- 検査済証交付年月日から、リフォーム工事契約の締結日が1年以内である場合、追加書類を求めることがあります。

#### 2) 建物の不動産登記事項証明書の写し

- ① 「表題部原因およびその日付」の「新築された日付」がリフォーム工事契約締結日の1年より前であること
- ② 「所在」がリフォーム工事を行った住宅であること



#### 【補足】

- 複数枚にわたる場合、全ページを提出してください。
- 登記情報提供サービスから出力されたものは受付できません。
  - 新築された日付が、リフォーム工事契約の締結日が1年以内である場合、追加書類を求めることがあります。

#### 3) 固定資産税の納税通知または証明書の写し

- ① 納税通知書または課税明細書に記載される「新築された日付」がリフォーム工事契約締結日の1年より前であること
- ② 納税通知書に記載される「所在」がリフォーム工事を行った住宅であること



#### 【補足】

- 新築された日付が、リフォーム工事契約の締結日が1年以内である場合、追加書類を求めることがあります。
- \* 発行する自治体によってフォーマットや記載される内容が異なります。建築から1年経過していることが確認できない場合、前記の1) または2) を提出してください。

#### 4) 居住したことが確認できる書類(住民票の写し等)

- 1) から3) のいずれかの書類で建築から1年以上経過していることが確認できない場合の追加書類として提出
- ① 「住居を定めた日」(転入日)が、リフォーム工事契約締結日の前であること
- ② 住宅の住所がリフォーム工事を行った住宅の所在地と一致すること
- ③ 工事発注者が確認できること



#### 【補足】

- 個票、世帯票のいずれも可
- マイナンバーが記載されていないものを提出（記載がある場合、受付できません）

## 3-7. 給湯省エネ事業の申請 【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

大変申し訳ありませんが、説明時間の都合上 下記のタイプは割愛します。

【購入・工事タイプ 新築注文住宅】

【購入・工事タイプ 新築分譲住宅】

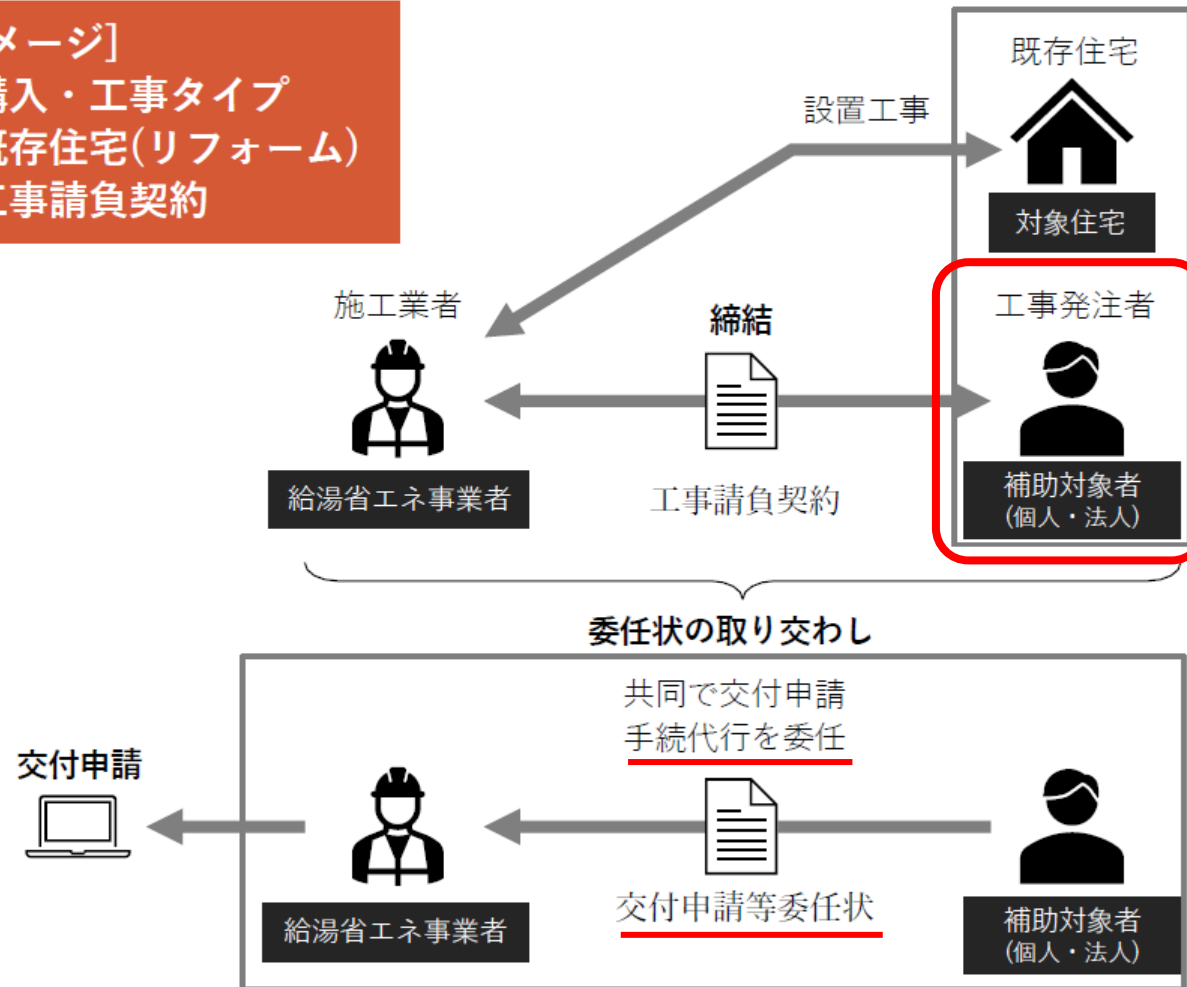
【リース利用タイプ】

### 3-7. 給湯省エネ事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

本事業は、補助対象期間内に**工事発注者**が、本事業の登録事業者である「給湯省エネ事業者」と契約し、一定の性能を満たす高効率給湯器を導入したものを**補助対象**にします。交付申請にあたり、給湯省エネ事業者施工業者が委任を受け、手続きを代行します。

#### [申請基本イメージ]

申請区分：購入・工事タイプ  
対象住宅：既存住宅(リフォーム)  
契約種別：工事請負契約



こどもエコすまいる支援事業や先進的窓リノベ事業とは異なり、補助対象者は工事発注者となります。  
補助金は工事発注者に直接振り込まれます。

### 3-7. 給湯省エネ事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

申請・報告に必要な書類および申請後に出力できる書類は以下の通りです（下記は**交付を受けた年度の終了後5年間の保管義務**があります）。

申請はポータル上で画面通りに入力すれば結構ですので、ここでは**順番の5から10までの「交付申請に必要な提出書類」の概要について説明**します。

順番	資料名					
	提出					
交付申請の提出書類					スキャン	
		予約有り	予約なし			
		予約時	予約後 交付申請			
1	様式 2	交付申請書（ポータルでの申請後に出力）			<b>手続きの進捗に応じて本事業の専用ポータルからダウンロード可能 （本資料では割愛）</b>	
2	様式 5	交付決定通知書 * 1				
3	様式 6	実績報告書(兼、請求書)				
4	様式 7	交付額確定通知書 * 1				
5	(1) 工事請負契約書	●	—	●	<b>(1) ~ (8) について、本資料で概要を説明します</b>	
6	(2) 給湯省エネ事業交付申請等委任状 購入・工事タイプ	●	—	●		
7	(3) 製品型番（型式）確認書類の写し 設置台数分	—	●	●		
8	(4) 対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事後)					
	工事前写真(工事前写真が必要となる補助対象の箇所すべて)	—	●	●		
	工事後写真(工事後写真が必要となる補助対象の箇所すべて)	—	●	●		
	(5) 工事発注者(法人の担当者含む)の本人確認書類	●	—	●		
	(6) 工事発注者の口座証明書類の写し	—	●	●		
<b>《変更契約により対象機器の導入を決めた場合》</b>						
9	(7) 工事請負変更契約書	○	—	○		
<b>《工事発注者が法人の場合》</b>						
10	(8) 法人の存在を確認できる書類	○	—	○		
11	その他、交付申請時に提出を求められた書類					

※「●」は必須、「○」は該当する場合に提出してください。なお、申請内容に応じて、事務局から追加書類の提出を求められることがあります。

## 3-7. 給湯省エネ事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

## (1) 工事請負契約の締結：予約時または予約のない交付申請時

工事請負契約書は、以下のすべてが記載されていることが必要です

- ① 工事請負契約の**原契約**または**対象機器の導入を決めた工事請負変更契約**であること
- ② 工事請負契約の**締結日の記載があり、締結日が2022年11月8日以降**であること
- ③ 工事場所の記載があり、**リフォーム工事を行った住宅の所在地と一致**すること
- ④ **工事発注者（注文者）の記名・押印があり、補助対象者であること**（記名が自署の場合は押印無しでも可）

\* エネルギー小売業者が手続代行する場合は「交付申請の手引き」を確認してください。

- ⑤ **工事請負者受注者の記名・押印があり、給湯省エネ事業者であること**

- ⑥ 以下の項目が確認できること

- ・ **（高効率給湯器の導入を含む）リフォーム工事の契約であること**
- ・ **工事代金**

## 【補足】

（一社）リフォーム推進協議会のホームページで「住宅リフォーム工事請負契約書」を入手できます。

<https://www.j-reform.com/publish/shosiki.html>



他の事業との違いに注意！

こどもエコすまい支援事業との違いに注意！

工事請負契約書のイメージ

令和〇年〇月〇日

住宅リフォーム  
工事請負契約書

右に記す条件の設計図書、明細の通り工事請負契約を締結する

甲 住専 太郎 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

工事名称 住専様邸 断熱改修工事

工事場所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

工 期 令和〇年〇月〇日より 令和〇年〇月〇日まで

1. 請負金額 全 0,000,000 円（税込）

2. 工事内訳

工事項目	単 位（仕様）	小 計
1.内窓設置	〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
2.断熱改修	〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
3.その他	〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
4.解体・廃棄物処理費	〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
備考欄		
	工事価格（税別）	0,000,000
	消 費 税	000,000
	合 計（税込）	0,000,000

3. 支払方法

前払金（	）	全	円（税込）
部分払（	）	全	円（税込）
竣工払（工事完了確認後 30 日以内）	）	全	0,000,000 円（税込）
		全	円（税込）

請負者名(心) 株式会社〇〇工務店

代表者名 〇〇 建夫

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

\* 請負条件：工事時の電気・水道・ガスについては、お客様のものを使用させていただきます。また本工事は見込み価格などの状況により、施工内容、並びに工事金額に予断できない変動が生じる場合がありますので、ご了承くださるようお願いいたします。

■この契約の証として本冊を2冊作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1冊を保存する  
※この書類は大切に保管してください。

## 3-7. 給湯省エネ事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

## (1) 工事請負契約の締結 (続き)

## 【注意】

下記の場合は条件がありますので、「交付申請の手引き」を必ずご確認ください。

## ◆ 「注文書」と「注文請書」のセットによる契約締結

工事請負契約を、注文書及び注文請書(請書)を取り交わすことで締結したリフォーム工事についても対象になります。

ただし、それぞれの書類について、**右記の確認事項のすべてが確認できるものに限り**ます。

なお、契約締結日は請書の日付(請負日)とします。

◆ 工事請負契約(注文書・注文請書を含む)の**電子契約**

なお、複数の施工業者に工事を分割して発注する**分離発注は対象外です(契約ごとに申請)**

## 「注文書」と「注文請書」のセットによる契約締結の注意点

## 《注文書》

## 入手 給湯省エネ事業者

注文書

株式会社〇〇工務店 御中

以下の通り、注文します。  
受取の住所が不明な場合は、  
契約締結するものとします。

注文書 (住所) 〇〇〇〇市〇〇〇〇  
(会社名) 株式会社〇〇

工事名 〇〇〇〇改修工事 工 種 〇〇〇〇改修工事

工事種別 〇〇〇〇市〇〇〇〇-〇-〇-〇 引 渡 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

単 価 ¥0.00000000 支払条件 〇〇〇〇〇〇〇〇

工事概要

No	品名	単位	数量	単価	金額	番号
1	新築改修工事	式	1	0,000,000	2,000,000	
2	改修工事	式	1	0,000,000	2,000,000	

・年月日: \_\_\_\_\_

## 《注文請書(請書)》

## 入手 工事発注者(補助対象者)

注文請書

株式会社〇〇工務店 御中

以下の通り、注文を依頼いたします。  
受取の住所が不明な場合は、  
契約締結するものとします。

注文書 (住所) 〇〇〇〇市〇〇〇〇  
(会社名) 株式会社(工)工務店

工事名 〇〇〇〇改修工事 工 種 〇〇〇〇改修工事

工事種別 〇〇〇〇市〇〇〇〇-〇-〇-〇 引 渡 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

単 価 ¥0.00000000 支払条件 〇〇〇〇〇〇〇〇

工事概要

No	品名	単位	数量	単価	金額	番号
1	新築改修工事	式	1	0,000,000	2,000,000	
2	改修工事	式	1	0,000,000	2,000,000	

・年月日: \_\_\_\_\_

+

**必ずセットで提出**

注文者(工事発注者)が給湯省エネ事業者に対して、工事の発注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限ります。

**確認事項(以下のすべてを満たすこと)**

- 注文日
- 工事場所(=対象住宅の所在地と一致)  
\*注文者欄の住所が対象住宅の所在地である場合、省略可能
- 注文者(工事発注者)の署名または記名・押印
- 請負者(給湯省エネ事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)  
\*エネルギー小売業者が手続代行する場合はP43を参照
- 対象機器の設置工事を含んだ契約であること
- 注文した工事の金額

給湯省エネ事業者が注文者(工事発注者)に対して、工事の受注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限ります。

**確認事項(以下のすべてを満たすこと)**

- 請負日(=契約締結日)
- 工事場所(=対象住宅の所在地と一致)
- 注文者(工事発注者)の氏名
- 請負者(給湯省エネ事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)と押印  
\*エネルギー小売業者が手続代行する場合はP43を参照
- 注文書に記載された工事の請書であることが分かる記述(書類の管理番号や工事名称等の一致で確認できる等)
- 請け負った工事の金額(注文書の金額と一致すること)



## 3-7. 給湯省エネ事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

## (2) 給湯省エネ事業交付申請等委任状【購入・工事タイプ】の取り付け：予約時または予約のない交付申請時

確認事項 (①～④のすべてを満たすこと)

① 委任状の作成日が記入されていること

② i) 受任者・手続代行者の事業者名、住所、担当者名が記入され、押印（担当者の印または自署による署名）されていること

ii) 給湯省エネ事業者【甲】と一致すること

記入見本

給湯省エネ事業  
(様式3) 交付申請等委任状(購入・工事タイプ)

給湯省エネ事業事務局 殿

給湯省エネ事業 交付申請等委任状(購入・工事タイプ)

給湯省エネ事業(以下、「本事業」という。)の補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、甲(「給湯省エネ事」として登録を受け、乙と高効率給湯器等(以下、「対象機器」という。)の導入に係る契約を締結する者<sup>※1</sup>)に対して、乙(本補助金の補助対象である高効率給湯器を導入し、所有する者)は、本補助金の交付申請等の一切の手続きを委任し、甲はこれを受任します。

甲及び乙は、給湯省エネ事業事務局に本委任状の提出により、甲の委任について届け出を行います。なお、甲は受任にあたって本委任状の別紙「交付申請等項目(購入・工事)」のすべての項目について乙に説明し、乙はこれに「認める」として、捺印・署名を施すものとします。

甲と乙は本委任状を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通保管するものとし、その写しを事務局に提出する。

作成日：令和 5年 〇〇月 〇〇日

受任者・手続代行者【甲】(給湯省エネ事業者)	委任者・補助対象者【乙】(対象機器の導入者、所有者)
事業者名 株式会社給湯省エネ住宅	氏名 注文 次郎 【乙】
部署 工事部	住所 〒100-XXXX 東京都 港区 △△町 1-1-1
担当者名 給湯 二郎 【甲】	住所 〒100-XXXX 東京都 千代田区 △△町 1-1-1
住所 〒100-XXXX 東京都 千代田区 △△町 1-1-1	

※【乙】が忘れずに記入してください  
○対象機器の導入による住宅の省エネ効果について、どのような情報提供<sup>※2</sup>を受けたか具体的に記入してください

④ (得られた知識や、より効率的な機器の使い方など、省エネに関して情報提供を受けた内容を自由に記入してください。記入がない場合、書類の不備となります。)

※1: 対象機器の導入する契約の締結に関わらず、乙に電力又はガスを供給するエネルギー小売事業者を含む  
※2: 自署による署名の場合、押印は任意とする  
※3: 消費者への住宅の省エネ効果に関する情報提供+説明は、給湯省エネ事業者の義務です

【補足】委任状は事務局指定様式です  
「申請の詳細」ページからダウンロードできます
<https://kyutou-shoene.meti.go.jp/application-1/>


③ i) 委任者・補助対象者の氏名、住所が記入され、押印 または自署による署名 されていること

ii) 補助対象者【乙】と一致すること

④ 【甲】から受けた情報提供の内容について、【乙】が記入していること。



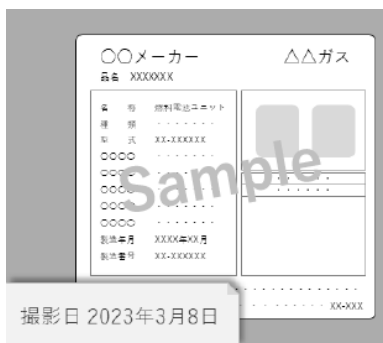
## 3-7. 給湯省エネ事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

### (3) 製品型番（型式）確認書類の写し（設置台数分）：交付申請時

本事業の対象機器であることがわかる書類として、製品型番（型式）の確認書類を提出します。対象機器に応じて**設置台数分全て**を提出してください。

対象機器	製品型番（型式） 確認書類
家庭用燃料電池 （エネファーム）	銘板ラベルの写真
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 （ハイブリッド給湯機）	銘板ラベルの写真
ヒートポンプ給湯機 （エコキュート）	保証書の写し

#### 1) 家庭用燃料電池（エネファーム）



確認事項（①～⑤のすべてを満たすこと）

- ① 設置した機器の銘板を撮影すること
  - ・ 固体酸化物形燃料電池（SOFC）は、【燃料電池ユニット】のみで可
  - ・ 固体高分子形燃料電池（PEFC）は、【燃料電池ユニット】と【貯湯ユニット】の両方が必要
- ② 製品型番（型式）が確認できること
- ③ 製品番号  
シリアルが確認できること
- ④ 工事看板等を設置し、工事撮影日の日付がわかること
- ⑤ 製造年月が確認できること

#### 【補足】

撮影日付は、必ずしも工事看板である必要はありません（手書きの紙等も可）。また、撮影後、画像編集により、日付を入れることは認められません。

#### 2) 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）



確認事項（①～⑤のすべてを満たすこと）

- ① 【ヒートポンプユニット】の銘板を撮影すること
- ② 製品型番（型式）が確認できること
- ③ 製品番号  
シリアルが確認できること
- ④ 工事看板等を設置し、工事撮影日の日付がわかること
- ⑤ 製造年月が確認できること

#### 3) ヒートポンプ給湯機（エコキュート）



確認事項（①～⑨のすべてを満たすこと）

- ① エコキュートの保証書であることがわかること
- ② 製品型番（型式）がわかること
- ③ 製品番号（シリアル）が確認できること
- ④ メーカー名がわかること
- ⑤ 販売店名がわかること
- ⑥ お客様名が、工事発注者と一致すること
- ⑦ お客様住所が、工事発注者と一致すること
- ⑧ お客様電話番号が、工事発注者と一致すること
- ⑨ 購入日の日付がわかること

#### 【補足】

- ・ メーカー発行の保証書でなければなりません（販売店等が発行する保証書・レシートは不可）
- ・ メーカー発行であっても上記の確認事項の記載がない保証書は不可
- ・ メーカー発行であっても、補助対象になる製品型番が記載されない、または複数の型番が併記されており、納品された機器が特定できない場合は対象になりません。

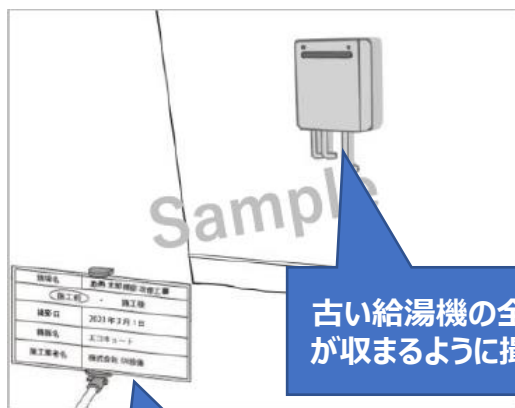
## 3-7. 給湯省エネ事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

### (4) 対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事後)

**工事前：予約時または予約のない交付申請時 / 工事後：交付申請時**

- ✓ 本事業の交付申請には**対象機器の設置前後の工事写真を提出する必要があります**。特に【工事前】写真が提出できない場合、補助対象になりません。
- ✓ 下の例を参考にして、**申請内容に応じて必要な【工事前】と【工事後】写真を必ず撮影**してください。
- ✓ マンションの大規模修繕工事等の場合、補助対象になる対象機器を設置するすべての住戸について、工事前後の写真が必要です。

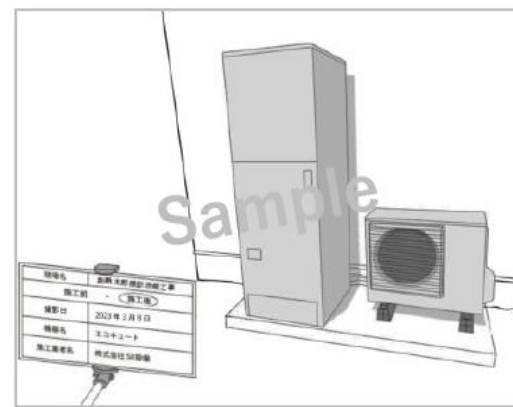
#### 1) 工事前写真



確認事項 (①②のすべてを満たすこと)

- ① 古い給湯機の全体が収まる写真が添付されていること
- ② 工事看板等を設置し、工事日（撮影日）がわかること

#### 2) 工事後写真



確認事項 (①②のすべてを満たすこと)

- ① 新しく導入した対象機器全体が収まる写真が添付されていること（工事後写真の撮影の免除はされません）
- ② 工事看板等を設置し、工事日（撮影日）がわかること

【補足】

#### ■ 工事前写真が提出できない場合について (2023年2月7日周知開始)

本事業では、原則として正しい【工事前】写真の提出ができない場合、補助対象になりません（少なくとも撮影日が確認できない写真を含む）  
上記の方針は、2023年2月7日に本事業のホームページ上で公表し、2月28日までを周知期間と設定しました。

当該周知期間後に行う工事は、工事前写真の提出ができない場合、補助対象になりません。

当該期間の終了前(2023年2月28日以前)に行った工事については、「工事前写真提出免除依頼書」の提出により、工事前写真の提出が免除される場合がありますので、「交付申請の手引き」を確認してください。

## 3-7. 給湯省エネ事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

## (5) 工事発注者(法人の担当者含む)の本人確認書類：予約時または予約のない交付申請時

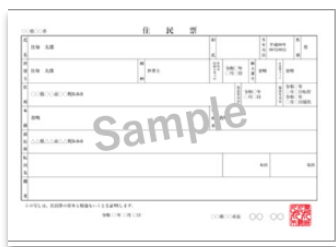
以下1)～6)のいずれかの書類を1つ提出してください。(法人の場合は担当者の本人確認書類を提出)

本人確認書類に記載の表記どおりに入力・申請してください。(本人確認書類：英字表記→英字表記で入力)

※外国人の方等、本人確認書類と入力値において異なる表記(英字/カナ等)である場合、不備となります。

## 1) 住民票の写し

- 個票、世帯票のいずれも可
- マイナンバーが記載されていないものを提出  
(記載がある場合、受付できません。)



## 2) マイナンバーカード

- 必ず表面のみ提出  
※裏面はマイナンバー・QRコードが記載されているため、提出しないでください。



## 3) 運転免許証

- 運転経歴証明書でも可
- 国際免許証は除く



## 4) パスポート

- 日本国以外が発行するものでも可



## 5) 在留カード／特別永住者証明書

- 外国人登録証明書は不可



在留資格があり、  
在留期限まで90日以上あるもの

有効期限内のもの

## 6) 健康保険証／後期高齢者医療保険者証

- 「保険者番号及び被保険者等記号・番号等」と「QRコード」は必ずマスキングして提出(記載がある場合、受付できません。)



## 3-7. 給湯省エネ事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

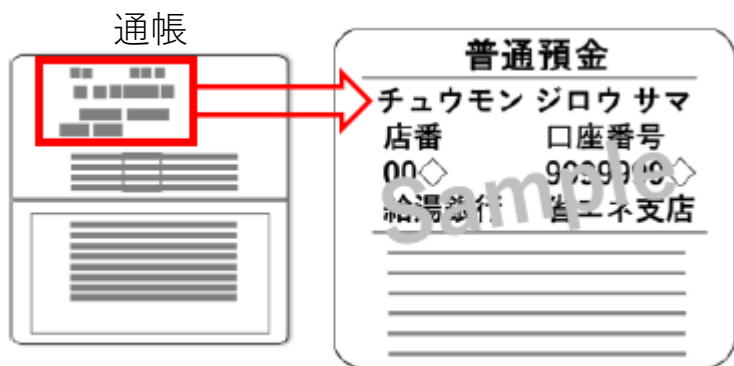
### (6) 工事発注者の口座証明書類の写し：予約後交付申請時または交付申請時

工事発注者の補助金振込口座の情報が確認できる書類の写しを添付します。

確認事項（①～③のすべてを満たすこと）

- ① 振込先口座の「氏名」が工事発注者であること
- ② 指定の口座情報の詳細がわかること
- ③ 工事発注者本人または工事を発注する法人名義の口座であること  
(家族名義の口座は指定できません)

#### 1) 通帳の写し



口座名義人・口座番号・口座種別・金融機関・支店名  
がわかるページのコピーを提出

#### 2) キャッシュカードの写し



ネットバンキングで通帳がない場合は、口座名義人、  
口座番号、金融機関名、支店名のわかるものを提出



## 3-7. 給湯省エネ事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

《変更契約により対象機器の導入を決めた場合》

(7) 対象機器の導入を決めた工事請負変更契約書等の写し：予約時または予約のない交付申請時

原契約時において、導入する給湯機が決定していない、または対象機器以外の給湯機を導入予定であった場合で、**2022年11月8日（令和4年度補正予算案閣議決定日）以降に、原契約を変更する契約変更契約により対象機器の導入を決めた場合は「工事請負変更契約書」の写しを提出します。**

確認事項（**①～⑦のすべてを満たすこと**）

- ① **工事請負変更契約**であること 原契約は不可
- ② **工事請負変更契約の締結日の記載があり、2022年11月8日以降**であること
- ③ **原契約とのつながりが確認できること**  
例：原契約の名称、契約締結日や管理番号等が記載されている等
- ④ **工事場所の記載があり、対象住宅の所在地と一致**すること
- ⑤ **工事発注者（注文者）の記名・押印があり、補助対象者**であること  
(記名が自署の場合は押印無しでも可)
- ⑥ **工事請負者（受注者）の記名・押印があり、給湯省エネ事業者**であること  
\* エネルギー小売業者が手続代行する場合は「交付申請マニュアル」を参照してください。
- ⑦ **以下の項目が確認**できること
  - ・ **高効率給湯器の設置についての変更**
  - ・ **工事代金**

【補足】

工事請負変更契約を、**変更注文書および変更注文請書を取り交わすことで締結した場合も対象**になります。  
ただし、それぞれの書類の確認事項については、**(1) 工事請負契約の締結にある『「注文書」と「注文請書」のセットによる契約締結の注意点』と同様**ですので、予めご確認下さい。

令和〇年〇月〇日

●●邸リフォーム  
工事請負変更契約書

※この書は、●●邸に締結したリフォーム工事請負契約書(以下、「原契約」)について、  
●●月●●日に以下の通り変更することを合意する。

注文者名(印) 株式会社〇〇 様 (印)

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇-〇-〇

TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

名称 ●●邸リフォーム工事請負契約

所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇-〇-〇

第1条(△△△の仕様変更)  
原契約書第●条に定める△△△の仕様について、以下の通り変更する。

1. 予定していた給湯器の型番を、以下の通り変更する。  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

第2条(△△△の変更)  
原契約書第●条に定める額明について、「●●月●●日」に改める。

第3条(支払い方法)  
本件についての支払い方法は、以下の通りとする。

前払金( )	金	¥1,000,000
部分払( )	金	¥1,000,000
竣工払(工事完了確認後 30 日以内)	金	00,000,000 ¥1,000,000
	金	¥1,000,000

請負者名(印) 株式会社〇〇工務店 (印)

代表者名 〇〇 謹決 (印)

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇-〇-〇 TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

\*この契約は、工事開始前・発注・発注後について、お取寄せのものを発注させていただきます。また工事完成後ともお取寄せのものを、施工後、事前に工事開始前に発注できない変更が認められますので、ご了承ください。

■この契約の証として本用紙を2通作成し、写しを両者がまたは捺印後印刷の上、各自1通を保存する。  
\*この書類は大切に保管してください。



## 3-8. よくある申請の不備について



## 3-8. よくある申請の不備について

### 申請時の不備による影響

- ✓ 過去のポイント制度やこどもみらい住宅支援事業等では、**申請書類の添付漏れや記載・入力内容と証憑の内容との齟齬など、多くの不備が発生**しています。
- ✓ 不備が発生すると、事務局の審査が滞留し、不備を解消するためのやり取りも必要となるので、当然ながら**補助金の交付に遅れ**が生じます。
- ✓ さらに、**不備への対応が長期化してしまうと、最悪、補助金の交付が受けられないこととなり、事業者のみならず発注者や買主などに多大な影響が及びます。**

## 3-8. よくある申請の不備について

## よくある申請時の不備【新築】

- ✓ **工事出来高確認書と住民票に関する不備**が多くなっています。
- ✓ 工事出来高確認書は、**ポータルの入力値と異なるケース**が最も多く、**写真に関する不備**もみられます。
- ✓ 住民票は、**住民票の記載内容とポータルの入力値の不一致**が多くみられます。

不備のあった書類	該当箇所
工事出来高確認書	工事完了日が不一致
住民票（世帯票）	共同事業者の配偶者や子等の現住所が住民票と不一致（同居が確認できない）
住民票（世帯票）	共同事業者の発注者の現住所が住民票と不一致
住民票（世帯票）	共同事業者の生年月日が住民票と不一致
工事出来高写真	工事看板の確認ができない
工事出来高確認書	建築着工日がポータルの入力値と不一致
共同事業実施規約	共同事業者の配偶者等の氏名不一致
住民票（世帯票）	共同事業者の夫婦の続柄が住民票で確認できない
住民票（世帯票）	住民票の発行日の記載がなく、指定した年月日以降の発行であるか確認できない
契約書	契約書の所在地とポータルで入力した住所が不一致
工事出来高確認書	「出来高の報告」の出来高（%）と入力値が不一致
工事出来高確認書	対象となる住宅の所在地と入力した住所が不一致
住宅性能証明書	ポータルで選択した証明書とアップロードした証明書の種類が異なる。対象とならない旧制度の証明書である等
住民票（世帯票）	ポータルに入力された共同事業者の氏名と住民票の氏名が不一致
確認済証	確認済証の新築住宅の住所とポータルに入力された住所が不一致
工事出来高確認書	「出来高の報告」の記載漏れ
住宅性能証明書	発行機関の記載漏れ
共同事業実施規約	補助事業者の印が法人印ではない
工事出来高確認書	土砂災害特別警戒区域に該当しない旨の記載漏れ
工事出来高確認書	異なるタイプの様式に誤って記入（様式不備）

## 3-8. よくある申請の不備について

## よくある申請時の不備【リフォーム】

- ✓ **性能証明書の不備が多く、納品書、工事前・工事後の写真の不備**も多いです。
- ✓ 全体の不備の傾向は、**書類の記載内容とポータル入力値の不一致**が多く、**写真の不足（写真そのものが確認できない／写真で工事内容が確認できない）**も多いです。

不備のあった書類	対象設備	該当箇所
性能証明書	開口部	性能証明書の不足、入力された型番の誤り
納品書	節水型トイレ	納品書の写しの型番・台数とポータルの入力値が不一致
工事後写真	段差解消	工事後写真が確認できない
工事前写真	段差解消	工事前写真が確認できない
住民票（世帯票）	－	住民票の共同事業者の生年月日がポータルの入力値と不一致
工事前写真	廊下幅等の拡張	工事前写真が確認できない
共同事業実施規約	－	補助事業者の印が法人印ではない
工事後写真	廊下幅等の拡張	工事後写真が確認できない
契約書	－	工事請負契約書に記載の締結日とポータルの入力値が不一致
本人確認書 （ポータル）	－	本人確認書類のマスキングすべき部分のマスキング漏れ リフォームする住宅の所在地と現住所の入力値の不一致
工事前写真	節湯水栓	工事前写真が不足
納品書	節湯水栓	納品書の写しの型番・台数とポータルの入力値が不一致
契約書	－	工事請負契約書の「工事場所」とポータルの入力値が不一致（または契約書に記載なし）
本人確認書	－	本人確認書類の氏名がポータルの入力値と不一致
工事着工写真	－	工事着工写真が確認できない
工事後写真	節湯水栓	工事後写真が不足
契約書	－	工事請負契約書であることが確認できない
工事前写真	内窓、外窓、ガラス	写真の不足
契約書	－	工事請負契約書の発注者の氏名とポータルの入力値が不一致

## 3-8. よくある申請の不備について

リフォームにおける対象製品の型番不一致の不備を防ぐために

- ✓ 対象製品の型番の不一致（ポータルへの入力間違い）や対象製品以外の製品の型番で申請するケースがみられます。
- ✓ 事前に下記の「**対象製品の検索**」サイトで**対象製品の登録の有無や正式な型番の確認をしていただくこと**をお勧めします。

### 「対象製品の検索」サイト

<https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/manufacturer/search/>



## 対象製品の検索

我が家の断熱窓検索 🔍

---

対象製品の検索

---

開口部の改修

- ▶ ガラス
- ▶ 内窓
- ▶ 外窓
- ▶ ドア

---

外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

- ▶ 断熱材

---

エコ住宅設備の設置

- ▶ 太陽熱利用システム

### 対象製品を検索する

我が家の断熱窓検索 🔍

開口部の改修

ガラス ▶

外窓 ▶

内窓 ▶

ドア ▶

我が家の断熱窓検索 🔍

※窓の対象地域区分の検索はこちらです。  
※地域によって対象となる製品が異なります。

外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

断熱材 ▶

エコ住宅設備の設置

子育て対応改修

# ご清聴ありがとうございました

本日まで説明した内容は、説明時点の内容です。  
今後、手順や要件が変更となる可能性がありますので、  
各事業のホームページで最新の情報を入手するようお願いいたします。

